

道路附属物自動車駐車場 事業計画書

申請年月日 令和5年6月14日

駐車場名	片瀬海岸地下駐車場	
団体の名称	株式会社 湘南なぎさパーク	
代表者氏名	代表取締役社長 田代 文彦	
所在地	神奈川県藤沢市鵜沼橋1丁目2番7号 藤沢トーセイビル5階	
団体の設立年月日	平成2年4月17日	
従業員数	42名(6月1日現在)	
主な事業内容	駐車場の管理及び運営	
神奈川県内の 所在事務所 [※]	事務所名	株式会社 湘南なぎさパーク
	電話番号	0466-55-2543
	ファクシミリ番号	0466-55-2544
	担当者	XXXXXXXXXX

※ 複数ある場合は、今回の応募窓口となる事務所を記載してください。

【記載上の注意点】

- 各項目ごとに、《記載のポイント》を踏まえ、記載してください。
- 記載欄が不足する場合は、適宜欄を追加するか、別紙で添付するなどしてください。
- 別紙を添付する場合は、その旨を記載してください。(記載例：別紙1のとおり)
- 申請者としてのセールスポイントがわかるように記載してください。

目 次

I サービスの向上

1	指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	4
(1)	管理運営方針等	4
①	指定管理業務全般を通じた団体の総合的な考え方、運営方針	4
②	業務の一部を委託する場合の業務内容等	9
2	施設の維持管理	11
(1)	駐車場の維持管理	11
①	海岸に面した地下駐車場の特性と課題を踏まえた維持管理の考え方	11
②	保守点検業務、清掃業務、警備業務等についての実施方針	12
3	利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	16
(1)	利用促進のための取組	16
①	より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等	16
②	より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等	22
③	施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等	24
(2)	利用者への対応、利用料金の設定	25
①	サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業や接客対応等への反映の仕組み等	25
②	手話言語条例への対応	26
③	利用料金の設定、減免の考え方	27
4	事故防止等安全管理	29
(1)	日常の事故防止、緊急時の対応、感染症への対応	29
①	通常業務を行う際の事故防止等の取組内容	29
②	地震や津波等の災害、事故、不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針	33
③	急病人等が生じた場合の対応	39
④	新型コロナウイルス感染症等の感染拡大時の対応	39
5	地域と連携した魅力ある施設づくり	40
(1)	地域と連携した魅力ある施設づくり	40
①	地域や関係機関との連携・協力の考え方	40
②	地域の実情に応じた駐車場開場時間の弾力的な運用	41
③	地域イベントへの協力、行政施策やボランティアとの連携、地域人材の活用等の取組内容	42
④	地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容	43

II 管理経費の節減等

6	節減努力等	44
(1)	節減努力等	44

Ⅲ 団体の業務遂行能力

7	人的な能力、執行体制	45
(1)	人的な能力、執行体制	45
①	指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況	45
②	業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況	48
③	指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況	50
8	財政的な能力	54
(1)	財政的な能力	54
①	安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体の経営状況、団体の事業の継続性・安定性の度合い、団体の事業の信頼性の度合い	54
9	コンプライアンス、社会貢献	55
(1)	コンプライアンス、社会貢献	55
①	指定管理業務を実施するために必要な団体の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況	55
②	指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況	59
③	法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績	60
④	障害者差別解消法及び神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方	61
⑤	手話言語条例への対応	62
⑥	社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）への取組	63
10	事故・不祥事への対応、個人情報保護	66
(1)	事故・不祥事への対応、個人情報保護	66
①	募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故又は不祥事の有無並びに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況	66
②	個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況	68
11	これまでの実績	71
(1)	これまでの実績	71
①	指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況	71
②	県又は他の自治体における指定取消しの有無	74

「1 サービスの向上」

1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等

(1) 管理運営方針等

① 指定管理業務全般を通じた団体の総合的な考え方、運営方針

《記載のポイント》

駐車場の設置目的や公の施設としての公共性、平等性を十分に理解し、施設の役割を活かした指定管理業務の実施に係る考え方や運営方針を記載してください。

ア 片瀬海岸地下駐車場の設置目的及び基本認識

片瀬海岸地下駐車場（以下「当駐車場」という。）は、国道134号の道路交通対策の推進のために神奈川県が設置した駐車場であり、「交通事故及び交通渋滞の原因となる違法駐車車両を削減し、もって県民の安全な生活環境の向上を図る」ことを、設置目的としています。

当駐車場が設置されている藤沢市南部の湘南海岸・江の島地域は、県内でも有数の観光地であり、自動車で来訪される方々も多く、このエリアにおける普通車の年間駐車台数は110万台を超え（注 弊社、(公社)藤沢市観光協会、江ノ島電鉄(株)が運営する駐車場利用台数に基づき算定）、このうち1割以上を当駐車場で受け入れています。

国道134号は夏場や観光シーズンには渋滞が見られるなど、交通量が非常に多い中、当駐車場は、観光地に設置された公共駐車場として、施設を最大限に活用し、安全で快適な交通を確保するとともに、様々な利用者の方々が公平に、かつ安心して利用できるよう利用者サービスの向上を図ることが重要であると認識しています。

イ 片瀬海岸地下駐車場に求められる役割

上記の基本認識に基づき、指定管理業務の実施に当たり、当駐車場に求められる主な役割は、大きく次の3つであると認識しています。

役割① 交通の円滑化・安全性の向上と沿道環境の改善

- ・ 藤沢市南部の湘南海岸・江の島地域への観光を主な目的とした駐車需要に対し、公共駐車場として、公平、平等かつ適正な運営を行うとともに、違法駐車削減と国道134号等の渋滞の緩和に寄与し、もって地域の交通円滑化を図ること。
- ・ 違法駐車や、交通渋滞の緩和による自動車排出ガスの削減等に寄与し、もって沿道環境の改善と歩行者通行の快適性向上を図ること。

役割② 地域の観光振興・活性化への寄与

- ・ 観光地に立地する公共駐車場として、地域のイベント時に広報や案内等の協力を行うことで、地域活性化を支援するとともに、地域と連携して、県内外の観光客へのアピールを行い、観光活性化策に積極的に協力すること。

役割③ 安全・安心・公平な駐車場利用

- ・ 駐車場施設の防犯・安全対策やバリアフリー化に取り組み、障がいのある方や高齢者、子どもなど多様な利用者が安心して利用できるような環境整備を図るとともに、公平な利用を図ること。

ウ 管理運営方針

以上の認識を踏まえ、次に掲げる管理運営方針に基づき、取り組んでいきます。

管理運営方針① 利用者ニーズに応じたサービスの提供

観光客・海岸利用者・訪日外国人など、多様な利用者ニーズに応じたサービス提供やおもてなし、設備・機能を強化します。

【重点的な取組】

- ・観光客を中心とした利用者の利便性・回遊性向上（決済方法の多様化、レンタサイクル、事前精算機、EV急速充電器、弊社ホームページでの駐車場情報発信、出庫渋滞発生時サービスタイム、フリーwi-fi、多言語化）
- ・サービス向上につながる積極的な提案と自己投資の実施



決済方法の多様化
(クレジットカード・QRコード決済等)



レンタサイクル



EV急速充電器

湘南海岸・江の島の駐車場の空車情報の湘南なぎさパーク

お問い合わせ | 湘南海岸へのアクセス | 会社案内 | 新着情報 | **A** ENGLISH

株式会社 湘南なぎさパーク SHONAN NAGISA PARK

駐車場 PARKING | テニスコート TENNIS COURT | 鶴沼海滨公園 スケートパーク SKATE PARK | 神奈川県立湘南海岸公園 PARK | 江の島観光 ENOSHIMA

江の島・湘南海岸の駐車場情報 PARKING INFORMATION

現在の空き台数 2023年6月10日 15:00頃の状況

P1 鶴沼海滨公園	閉	
P2 緑陰広場	空	33 台
P3 西部	空	199 台
P4 中部	空	219 台
P5 中部バス	満	0 台
P6 片瀬海岸地下	混	8 台
P7 江の島なぎさ	混	3 台
P8 江の島かもめ	混	29 台
P9 湘南港臨港道路附属	空	台
P10 江ノ電駐車センター	混	11 台
P11 藤沢市片瀬東浜	空	8 台
P12 観光協会江の島	満	1 台

スマホ版空車情報は
こちらから

弊社ホームページでの駐車場情報発信

管理運営方針② 通常時・緊急時における安全対策の徹底

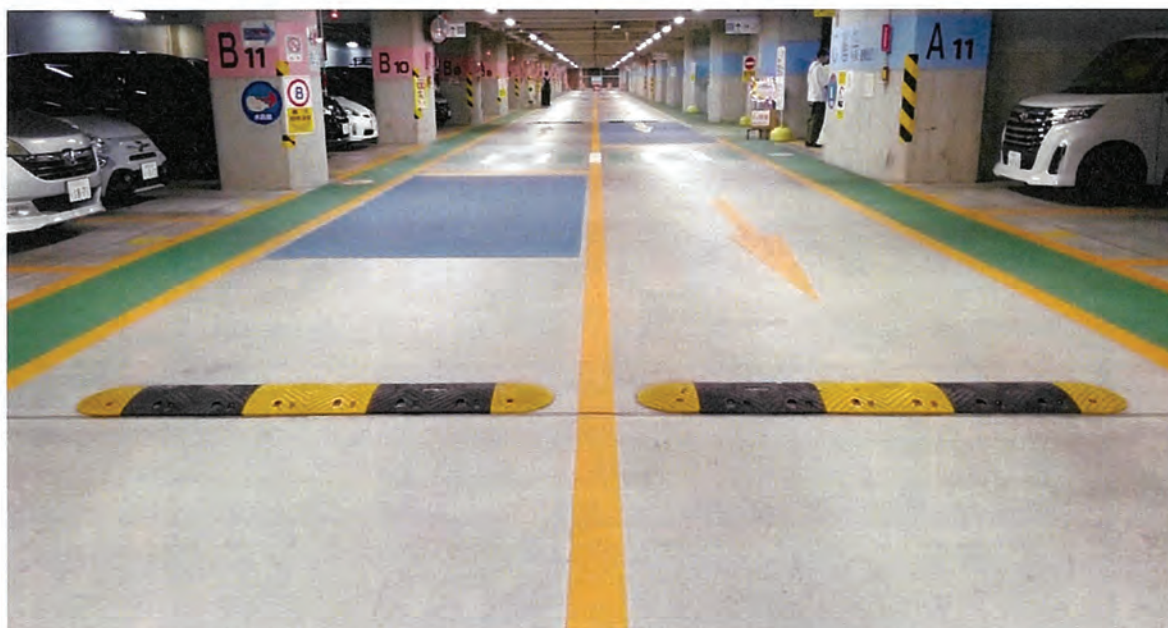
通常時及び事故・災害発生時などの緊急時における当駐車場のリスクを考慮し、誰もが安全に安心して利用できる安全対策を講じます。

【重点的な取組】

- ・適切な案内・誘導の継続（有人による車両誘導、地上出口への警備員配置等）
- ・満車時の渋滞対策（弊社運営近隣駐車場への誘導）
- ・子どもなどの歩行者の安全確保のためのハンプ（減速帯）の設置による徐行運転の徹底
- ・施設特性・利用者特性・災害特性を踏まえた災害対策



場内有人誘導



ハンプ（減速帯）

管理運営方針③ 施設特性を踏まえた維持管理の実施

沿岸部に立地する地下駐車場という施設特性を踏まえ、施設の安全性確保・機能保全に留意した維持管理を実施します。

【重点的な取組】

- ・塩害・漏水等の影響を最低限に抑える清掃・点検・修繕の徹底



漏水(天井)対策



修繕

管理運営方針④ 観光や地域との連携による利用促進策の展開

レンタサイクル・観光情報の発信等、観光や地域との連携による利用促進策を展開し、利用者の拡大に努めるとともに、観光の活性化、観光交通の円滑化を図ります。

【重点的な取組】

- ・地元イベント主催団体、周辺施設（新江ノ島水族館、湘南海岸公園）との連携
- ・レンタサイクルの運営継続



観光情報の掲示



湘南藤沢市民マラソン時
(歩行者横断のため駐車場解放)

管理運営方針⑤ 効率的・効果的な運営の徹底とコスト縮減

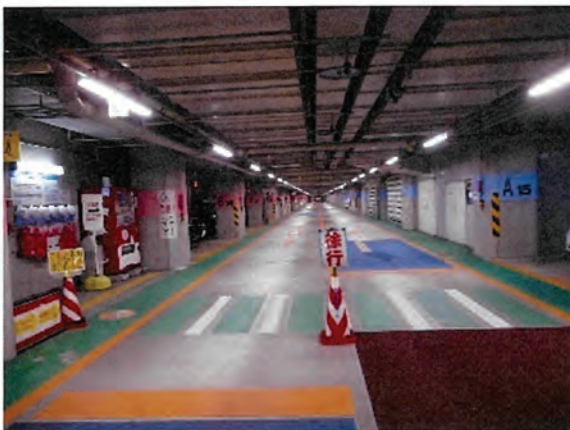
周辺施設との一体的管理運営、社内人材の活用、駐車場運営の実績に基づく効率的・効果的な管理運営を徹底し、コスト縮減を実現します。

【重点的な取組】

- ・弊社管理の周辺駐車場や都市公園との業務委託一括発注によるスケールメリットの発揮
- ・経験豊富な人材の活用と柔軟な人員配置
- ・蓄積してきた実績と経験を活かした効率的な維持管理
- ・省エネ対策としてのLED照明設備の段階的導入



直営修繕チームによる修繕（左：車止め修繕 右：トイレ水栓修繕）



地下1階車路及び出入庫口のスロープ照明のLED化

② 業務の一部を委託する場合の業務内容等

《記載のポイント》

考え方や業務内容、委託により見込める効果、選定方法等について記載してください。
(注) 委託とは、工事の請負等を含め、指定管理者が業務の一部を外注する行為を指す。

ア 委託の考え方

清掃、警備等の専門業者を活用することにより、効率的・効果的な実施が可能となる業務については、弊社の監督のもと、第三者（専門事業者）へ委託し、指定管理者として期待されるコスト縮減、サービス向上に取り組めます。

委託にあたっては、委託する業務内容を明確に示すとともに、業務委託報告書と現地確認等の実施により、確実な履行を確保します。一方で、過度なコスト縮減を委託先に強いることのないよう、業務内容に見合った適正な委託料の設定等に留意します。

イ 委託する業務内容

警備業務、清掃業務、廃棄物運搬業務、施設機器の管理業務

ウ 委託により見込める効果

弊社では、当駐車場周辺で7か所の駐車場や都市公園の管理運営業務を行っています。

当駐車場に係る業務委託について、これらの周辺施設と合わせ一括（あるいは包括）して委託すること等を通じ、業務の効率化、物品の共有化等のスケールメリットを発揮し、コスト縮減を実現します。

また、施設機器の管理業務委託については、中央監視装置、消防設備、空調設備、除塩設備等の管理を価格と技術力を総合的に評価して発注し、業務品質の確保を図ります。

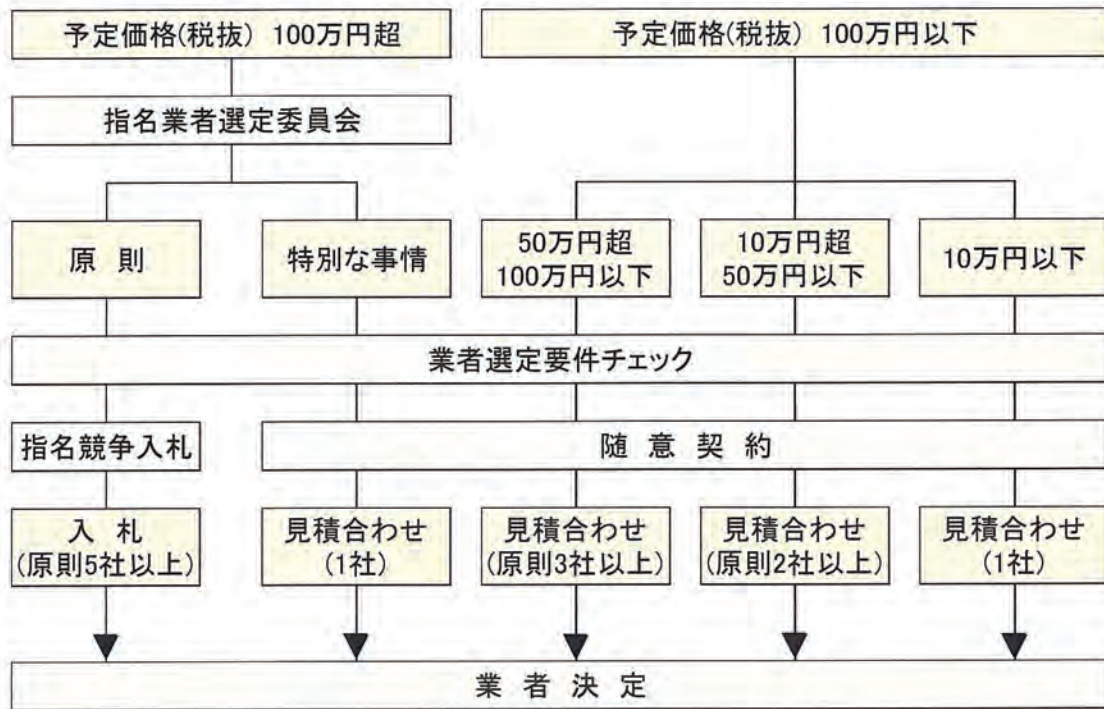
さらに、県内企業・市内企業の受注機会の拡大にも配慮することで、地元企業として地域活性化に貢献します。

エ 選定方法

弊社では4期17年にわたって指定管理業務を受託し、その間、県等の入札契約制度を参考にして独自の入札契約制度を構築し、必要に応じて改正も行ってきました。委託業者の選定については、今後も「指名業者選定委員会設置要綱」、「業務委託要綱」、「建設工事契約要綱」等の社内規程に基づき、公平公正に行います。

「業務委託要綱」に基づく業者選定の流れは、次図のとおりです。

「業務委託要綱」に基づく業者選定



2 施設の維持管理

(1) 駐車場の維持管理

① 海岸に面した地下駐車場の特性と課題を踏まえた維持管理の考え方

《記載のポイント》

当該駐車場の施設及び設備の状況を踏まえ、海岸に面した地下駐車場としての特性（塩害、飛砂、強風等）や課題（建設後約20年経過していること等）を考慮したうえで、日常の保守管理、清掃、小規模修繕等の維持管理業務に関する考え方や提案等について記載してください。

当駐車場は海岸に面した地下駐車場であることから、海からの飛砂・飛塩やサーフィン利用者を中心とした海岸利用者による砂や水の持ち込みによる、躯体の劣化や設備機器の作動環境等への影響を最小限に抑えるための維持管理が重要です。

また、建設から約20年が経過する地下構造物であり、施設そのものの老朽化が進行していることから、確実な点検の実施により要対応箇所の早期発見に努めるとともに、将来的な大規模修繕を見据えた各種検査、予防保全の観点からの小規模修繕等の実施を通じ、利用者の安全確保を最優先とした維持管理を推進します。

更には、地下駐車場という立地特性から、駐車場の運営に際しては、照明設備や換気装置の稼働が欠かせず、多くの電気を使用することから、経費節減や環境負荷軽減の観点から省エネ化を進めるため、照明設備のLED化の更なる推進を図ります。

具体的には、次の特性や課題を重視して、維持管理を行います。

- ・ 業務仕様書に示された内容を、適切かつ効率的に実施することを前提としたうえで、沿岸部に立地し塩分を含んだ水分が入り易いという特性を踏まえ、日常清掃や水洗い清掃、粉塵除去作業、保守点検等の中で、設備機器等の塩害対策の徹底を図ります。
- ・ 地下2層構造であり、地下1階床から地下2階への漏水が課題となっていることから、漏水箇所の天井排水板の設置、サーフィン利用者の地下2階への誘導などにより、漏水対策を図ります。
- ・ 現在の指定管理期間（平成31年4月）に、弊社の負担により、照明の使用頻度が最も高い「地下1階の車路」、「事務所」及び「入出庫口のスロープ」のLED化を行いました。次期指定管理期間においては、弊社負担により「地下1階の車室」や「地下1階・2階間のスロープ」等のLED化を段階的に進めます。



（現指定管理期間の自己投資）地下1階車路及び入出庫口のスロープ等照明のLED化

② 保守点検業務、清掃業務、警備業務等についての実施方針

《記載のポイント》

当該施設等の特性や課題を踏まえたうえで、日常の保守点検、清掃、警備に対する実施方針について記載してください。

なお、保守点検業務、清掃業務、警備業務は、別紙 19、20 に示す仕様を踏まえたものとしてください。

ア 公の施設に求められる「適切かつ効率的な維持管理」の実現

駐車場の維持管理は大きく分けて建物部分と設備部分の2つに分類されます。これまで当駐車場の管理運営を行うなかで蓄積してきた実績と経験をもとに、次のとおり、対象ごとのポイントを押さえた適切かつ効率的な維持管理を実施します。

(7) 建物部分の維持管理

保守点検	各種法令に基づく法定点検については、年間計画を策定して適切な時期に実施します。このほか、現場社員による定期巡回を行い、日常的な目視点検を実施します。
小規模修繕	点検により修繕が必要な箇所が見つかった場合には、小規模なものについては速やかに補修等の応急措置を講じ、報告します。また、大規模修繕に関わる対応が必要と判断された場合には、詳細な状況を報告するとともに、対策について協議します。
清掃	清掃業務については、場内全体にかかわるものは業務委託により毎日実施しますが、日常的なゴミ拾い等については、現場社員が1日1回以上、場内を巡回して実施します。また、利用者に対してゴミの持ち帰り励行を呼びかけます。
警備	警備業務については、機械警備を導入しており、異常があれば夜間でも委託警備会社が迅速に対応しています。また、閉場後の残車については夜間警備員が対応しており、今後も継続実施します。

(4) 設備部分の維持管理

法定点検	各種法令に基づく法定点検については、年間計画を策定して適切な時期に実施します。
定期保守点検	法定点検に加え、各設備の保守点検業務仕様書や、「建築保全業務共通仕様書」に準拠した定期点検計画を策定し、所要の性能を保てるように保守点検を実施します。
修繕、更新	竣工から20年を経て、設備等の修繕、更新時期を迎えていることから、部分修繕等で対応可能な場合には本業務で速やかに対応するとともに、設備の更新に関わるものは、同等以上の機能を有する設備への更新を提案します。

イ 塩害対策の実施

沿岸部に立地する当駐車場を含めた弊社管理駐車場の管理運営経験に基づき、以下に挙げる対策を講じ、設備の塩害を予防するとともに、機能の維持を図ります。

清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・蛍光灯は、交換時に清掃を行い、絶縁抵抗の低下を防ぐ。 ・火災感知器は半年に1回取り外し、清掃を行い誤作動防止に努める。 ・塩害防止の観点から駐車場管制装置の自動精算機、発券機はカバーを作成し、夜間、未使用時は被せる。 ・外部に面するシャッターは年2回水洗い清掃を行い、作動不良を防ぐ。 ・外部に面する金属製建具、手すり等は週1回の水清掃を行い、必要に応じて塗装を行うなど腐食の進行を防ぐ。 ・外部へ通じる階段、エレベーター室は、床面を週1回モップ掛け清掃を行い、塩分の付着を除く。 ・場内床面は砂等の堆積の状況に応じ、随時、手押し式清掃機を使用してきめ細かく床面の清掃を行い、汚損を防ぐ。
保守点検	<ul style="list-style-type: none"> ・各設備の的確な運転・操作と正常な機能を維持するため、各種の清掃、注油、消耗部品の交換、防錆処理等を行い、適正な使用状態を保持する。 ・日常点検では、外観目視点検、異音、異臭、換気扇の作動状態等を、社員が自ら実施する。 ・専門知識を必要とする点検作業については、専門業者と業務委託契約を締結して管理を実施。 ・各種保守点検は、片瀬海岸地下駐車場管理業務マニュアルに基づき的確に実施するとともに、必要に応じてマニュアルを改善しながら適正な維持管理に努める。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・火災報知設備や照明器具については誤作動、絶縁不良（漏電）を起こしやすいため法定点検以外にも目視による日常の点検を実施。 ・早期に異常を発見し延命対策を図るとともに、修繕費の抑制及び平準化に向けた取り組みを行うため、機器類の劣化状況を観察し、定期点検以外にも必要に応じて分解、点検清掃を実施。

片瀬海岸地下駐車場



外部に面するシャッターの水洗い作業



場内の粉塵除去作業

ウ 漏水対策の実施

当駐車場は、地下2階の漏水が数件確認されておりますが、漏水箇所の特定が難しく、軽微な補修等では対応できないため、将来的に壁面等の大規模修繕に合わせた漏水対策を施すことが必要です。本業務では、暫定的な措置として以下の対策を講じます。

清掃方法の工夫	地下1階の床（トイレ、エレベーターホール前、歩行者通路等）を清掃する際、漏水を防ぐため固く絞ったモップを使用します。
天井排水板の設置	天井からの漏水を受ける排水板を設置します。
サーフィン利用者の地下2階への誘導	サーフィン目的の利用者は、駐車場内に水を持参してウエットスーツ等を洗うことから、地下2階のスペースへ誘導します。



漏水(天井)対策

エ 直営修繕チームによる迅速な対応

弊社では、資格・技術を有し、高度な修繕も行える直営修繕チーム（2～3名）を設けており、施設の小破修繕に対し、迅速できめ細やかな対応を行うなど、「自分たちでできることは自分たちで」を推進し、迅速な対応と修繕費等の節減、危険箇所の早期対策を図ります。

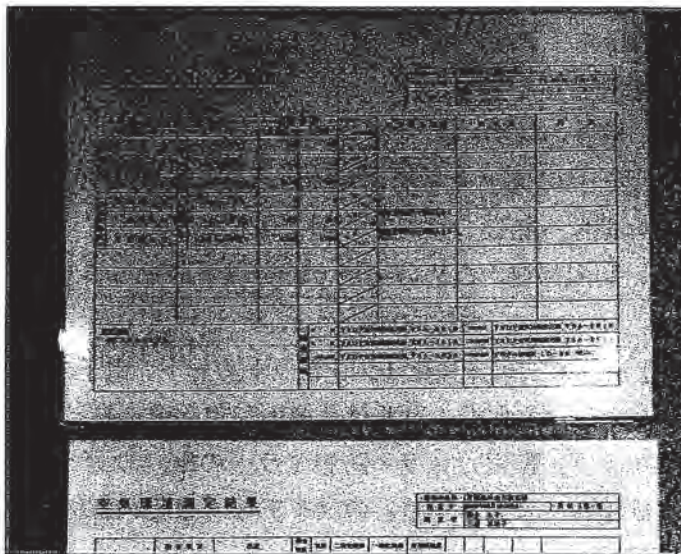


直営修繕チームによる修繕（左：階段ブロック落下防止 右：ポール設置）

才 維持管理業務の記録

実施した維持管理業務の内容は、随時、記録として取りまとめ、今後の施設管理に活用できるようにします。

維持管理業務 台帳	維持管理業務の全体を把握するために、建物や設備の概要、各年度の定期点検・保守や修繕の実施状況、保全業務に要した費用の内訳を記録します。 劣化状況を把握・評価する際の参考にするとともに、修繕計画策定に活用します。
業務日誌	日常点検や保守作業の内容、機器の運転状況など、毎日の業務をまとめて記録します。記録結果は、定期点検・保守の実施や修繕の判定に活用します。
計測データ	一酸化炭素、二酸化炭素、粉塵の空気環境測定を場内6箇所で行って年1回実施します。 そこで得たデータは場内の環境維持に役立てるとともに、場内へ掲出することで利用者の健康不安に対する懸念軽減に活用します。



計測データの場内への掲出

業務日誌

3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金

(1) 利用促進のための取組

① より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等

《記載のポイント》

利用促進を図るためにどのような事業を行い、サービスの向上につなげていくのか、実施方針や取組内容等を記載してください。

ア 基本的考え方と実施方針

当駐車場の利用促進を図るため、多様な利用者ニーズに対応したサービス提供に取り組みます。また、駐車場の基本機能に着目し、駐車する際のわかりやすさ・利用しやすさの向上に積極的に取り組みます。

観光地の駐車場は、自動車利用により来訪する観光客の玄関口であり、その地域の第一印象を決定する場ともなることから、利用者の利便性・快適性、魅力の向上を図ることで、観光客の満足度向上と、これを通じた湘南江の島エリアへのリピーター増加等、観光振興面での貢献を目指します。

こうした取組による利用者拡大は、収益の増加、さらには施設への再投資とこれによるサービス向上を可能にすることから、利用者の満足度向上、さらなる利用者拡大、という好循環へ結びつくことも期待されます。

以上の基本的な考え方を踏まえた、利用促進のための実施方針を以下に示します。

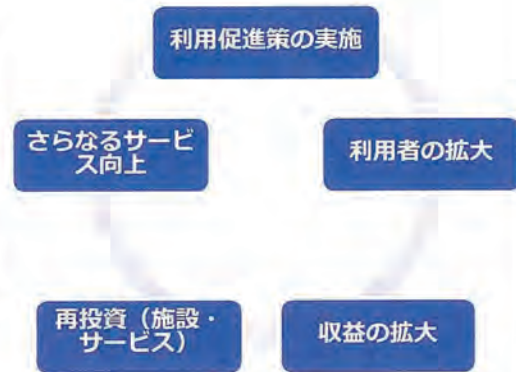


図 利用者拡大による好循環のイメージ

実施方針	取組内容の例
①多様な利用者ニーズへの対応	<p>【利用者共通】決済方式の多様化(クレジットカード、電子マネー、QR決済)の更なる促進、事前精算機の利用促進、EV急速充電器の継続設置、監視カメラ・防犯ミラーの継続設置</p> <p>【新江ノ島水族館利用者】水族館とのタイアップ事業の継続、水族館の閉館時間への柔軟な対応</p> <p>【海岸利用者】足洗い場・貴重品ロッカーの継続設置</p> <p>【高齢者・障害のある方】車イス貸出、身障者用駐車場の適正利用の推進</p> <p>【訪日外国人】決済方式の多様化の更なる促進(再掲)、場内案内・誘導時の多言語化対応の継続、ホームページの外国語化対応、フリーwi-fiの運営</p>
②駐車場のわかりやすさ・利用しやすさの向上	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺駐車場を含めた駐車場情報の発信 ・わかりやすい場内誘導の実施 ・渋滞緩和対策の実施(満車時の近隣駐車場への車両誘導)
③観光との連携による利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・レンタサイクルの運営継続 ・観光ガイド機能の提供

イ 実施方針ごとの取組内容

実施方針① 多様な利用者ニーズへの対応

(7) 利用者共通

a 決済方式の多様化（クレジットカード、電子マネー、QR決済）の更なる促進

出口精算機において、平成 26 年度に交通系 IC カード決済を導入しましたが、その後、弊社負担により、令和 4 年度には出口精算機を更新し、クレジットカード決済及び QR コード決済を導入し、決済方式の多様化の更なる促進を図っています。



b 事前精算機の利用促進

出庫手続きによる渋滞緩和のため、弊社の提案により平成 26 年度に事前精算機を 2 台導入していただきました。事前精算機の利用を促進するため、入庫時の駐車券発券機において PR しています。また、事前精算機の設置されていない出入口においては、事前精算機への誘導サインを設け、利用促進を図っています。

c EV 急速充電器の継続設置

電気自動車、プラグ・イン・ハイブリッド車等のユーザーニーズにこたえ、平成 29 年度に、弊社負担により EV 急速充電器を導入しました。また、積極的な利用を目指し、駐車場利用者による充電を無料化しています。



d 監視カメラ・防犯ミラーの継続設置

平成 29 年度に、事前精算機の前に監視カメラを 2 台増設しました。また、防犯対策として、人の目の届きにくい階段等に監視カメラと防犯ミラーを設置しています。

e トイレの温水洗浄便座化

平成 29 年度に、弊社負担により洋式トイレへの温水洗浄便座導入及び手洗い場への節水型水栓を導入しました。（全 6 か所、多目的トイレ 2 か所含む）



(イ) 新江ノ島水族館利用者

当駐車場利用者の8割以上が新江ノ島水族館来館者であることから、これらの利用者のリピーター獲得等に向けたサービスの充実に取り組みます。

a 水族館とのタイアップ事業の継続

当駐車場内に、新江ノ島水族館で開催されるイベント等のポスターやチラシを掲示し、情報提供しており、今後も継続して実施していきます。

b 水族館の閉館時間への柔軟な対応

新江ノ島水族館のイベント等による開館時間延長に伴い、閉場時間を変更し、営業時間を延長します。



(ウ) 海岸利用者

サーフィン利用者向けのサービスを充実することで、「サーファーフレンドリーな駐車場」として、他施設との差別化と通年での利用促進を図ります。

a 足洗い場・貴重品ロッカーの継続設置

サーフィン利用者向けに、ウエットスーツ等を洗う場として足洗い場や、安心して場外で活動できるよう貴重品ロッカーを設置していただいています。今後も継続的な運営を実施します。



(イ) 高齢者・障害のある方

高齢の利用者が安全に安心して利用できる施設として、また、身体に障害がある方も快適に利用できる施設として、環境整備に努めます。

a 車イス貸出

車イスの利用者のため、一般的な車イスに加え、砂浜でも利用可能な車イスの貸出を実施しています。今後も継続して貸出を実施します。



b 身障者用駐車場の適正利用の推進

身障者用駐車場は、利用しやすいエレベーター近くに確保しています。また、6台以上の利用がある場合は、近隣の身障者用駐車場のある駐車場へ誘導します。

(カ) 訪日外国人

訪日外国人の安全・快適な利用環境の整備に取り組みます。

a 決済方式の多様化の更なる促進（再掲）

出口精算機において、平成 26 年度に交通系 IC カード決済を導入しましたが、その後、弊社負担により、令和 4 年度には出口精算機を更新し、クレジットカード決済及び QR コード決済を導入し、決済方式の多様化の更なる促進を図っています。

b 場内案内・誘導時の多言語化対応の継続

訪日外国人のニーズに応じ、場内掲示物の外国語対応を進めるとともに、翻訳機や多言語対応が可能な拡声器を導入しています。

c ホームページの外国語化対応

外国人観光客の事前情報収集の利便性を高めるため、弊社ホームページの英語対応を行っています。

観光情報については、「Discover FUJISAWA（藤沢市観光協会の多言語化ウェブサイト）」との相互リンク等により、情報提供していきます。

P6 Katasekaigan Chika

2-19 Katase Kaigan, Fujisawa, Kanagawa Pref.
Tel. +81 466 24 0425 (Japanese only)

Enoshima Aquarium is right outside the parking lot. Very convenient not only for the visitors of the aquarium but also for those who want to explore the area around Enoshima Station.



Parking available



Ancillary facilities



¥ Parking Fees

Jul & Aug 30 minutes / **260 yen**
Overnight / **1,040 yen**

Other than above 30 minutes / **210 yen**
Maximum daytime fee / **1,710 yen**
Overnight fee / **1,040 yen**

🕒 Business Hours

Jul & Aug 7:00a.m. - 9:00p.m.
(Maximum parking fee service will not be available)

Other than above 9:00a.m. - 6:00p.m. on weekdays
7:00a.m. - 7:00p.m. on Sat, Sun & public holidays

i PARKING INFORMATION

Updated at 14:00 5.27.2023

P6 Katasekaigan Chika

Capacity **12**

> P1 Kugenuma-Kaishin-Koen

> P2 Ryokuin-Hiroba

> P3 Seibu

> P4 Chubu

> P5 Chubu Bus

> P6 Katasekaigan Chika

> P7 Enoshima-Nagisa

> P8 Enoshima-Kamome

> P9 Shonan-kzu Rinkoudori-Fuzoku

> P10 Enoden Parking Center

> P11 Fujisawa City Katase East Beach

> P12 Fujisawa City Tourist Association, Enoshima

Usage Notes

The availability of the parking space shown on the web page is based on the information obtained from iPosNet real-time parking lot information when the viewer accesses the web site. In other words, the information on available parking space displayed on the web site will not be updated until the viewer manually refreshes the web page. Therefore, the information shown on the web page may differ from the latest status of parking space availability. In that case, the information displayed at the

d フリーwi-fi の運営

日本国内でインターネットを利用する手段を持たない外国人観光客の観光の利便性や回遊性を高めるため、現在の指定管理期間（平成31年4月）に、弊社の負担により、場内で利用可能なフリーwi-fiを設置し、運営しています。

実施方針② 駐車場のわかりやすさ・利用しやすさの向上

(7) 周辺駐車場を含めた駐車場情報の発信

弊社が運営するホームページ（パソコン・スマートフォン）にて提供している駐車場満混空情報（SHONAN PARKING INFORMATION）は多くの方に利用されており、年間のアクセス数は約100万件に上ります。弊社以外の管理駐車場も取り込み、地域の駐車場情報のプラットフォームとして運営しています。



(4) わかりやすい場内誘導の実施

地下1階の入庫口にて、社員による常時誘導を実施しており、駐車状況に応じ、地下2階や、地上での誘導員を増員するなど対応しています。また、場内の満空情報システムにて駐車場内の満空状況を把握し、円滑な誘導を実施しています。

更に、電光掲示板や、一目で空き室を判断できる「招き灯」を活用し、円滑な誘導を実施し、安全確保と駐車渋滞緩和に取り組んでいます。



入庫口での誘導員による誘導

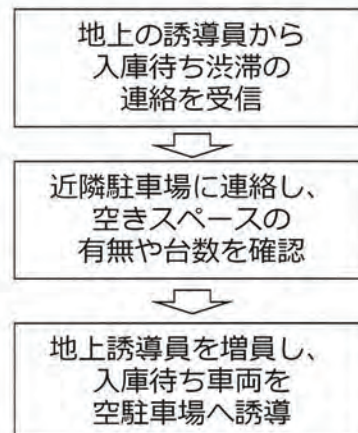


招き灯（赤：在車 緑：空車）

(ウ) 渋滞緩和対策の実施（満車時の近隣駐車場への車両誘導）

当駐車場は年間約 180 日満車となる日があります。（令和 4 年度実績）そうした中で、繁忙期間中の入庫待ち渋滞が発生した場合は、弊社が運営する近隣駐車場と連携して空きスペースに車を誘導し、早期の渋滞緩和に寄与してきました。今後も、近隣駐車場への車両誘導を実施します。

茅ヶ崎側からの右折入庫や住宅地側から直進して進入する車があると、入庫待ち車両に割り込む形となり、さらなる渋滞を招きます。そこで、混雑時には地上誘導員を増員し、右折及び直進車両に対する案内をするとともに、案内看板（“満車につき右折禁止”）の設置を実施してきました。今後も継続して実施します。



実施方針③ 観光との連携による利用促進

(ア) レンタサイクルの運営継続

駐車場利用者のサービス向上や観光周遊の促進による地域活性化を目的として、無償のレンタサイクルを実施しています。大人用 11 台（うち電動 2 台）、子ども用 2 台を導入しており、年間利用者は約 130 件（令和 4 年度実績）に上り、好評をいただいていることから、今後も継続して実施します。



(イ) 観光ガイド機能の提供

江の島周辺の観光拠点として江の島観光ガイドを作成し、弊社が運営するホームページにて掲載しています。また、観光ポスターの掲示や、江の島観光地図や無料パンフレットなど観光案内資料を場内で配布しています。今後も実施し、観光ガイド機能を提供することで周辺観光を誘導していきます。

② より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等

《記載のポイント》

利用促進を図るためにどのように広報やPR活動をしていくのか、取組内容等を記載してください。

ア 自社ホームページでの駐車場情報の発信

(7) 周辺駐車場を含めた駐車場情報の発信（再掲）

弊社が運営するホームページ（パソコン・スマートフォン）にて提供している駐車場満混空情報（SHONAN PARKING INFORMATION）は多くの方に利用されており、年間のアクセス数は約100万件に上ります。弊社以外の管理駐車場も取り込み、地域の駐車場情報のプラットフォームとして運営しています。

(i) 本駐車場の詳細情報の提供

本駐車場の場所、営業時間、料金、支払方法、付帯施設、利用上の留意事項等の詳細情報を、弊社ホームページ（パソコン・スマートフォン）にて提供しています。

The screenshot displays the website for Shonan Nagisa Park, specifically the page for the P6 underground parking lot. The page is organized into several sections:

- Header:** Includes the company logo (SNP) and navigation links for various services like car rental and parking information.
- Operating Hours (営業時間):**
 - 平日 (Weekdays): 7:00~21:00
 - その他 (Others): 平日 9:00~18:00 / 土日祝 7:00~19:00 (Closed on public holidays)
- Parking Facilities (駐車場設備):**
 - 駐車形式 (Parking Type): 自走式地下2階 (Self-drive underground 2nd floor)
 - 最大容量 (Max Capacity): 200台 (乗降者専用4台) (200 cars, 4 cars for passengers)
 - 駐車斜度 (Parking Slope): 高 2.10m 深 2.00m 長 5.60m まで
- Notice (お知らせ):** Contains important information regarding parking regulations and fees.
- Access (アクセス):** Includes a map showing the location of the parking lot relative to the park and surrounding areas.
- P6 片瀬海岸地下駐車場 (P6 Shonan Kaigan Underground Parking):**
 - Address: 静岡県片瀬海岸2丁目1-9 Tel: 0466-24-0425
 - Address: 静岡県片瀬海岸2丁目1-9 Tel: 0466-24-0425
 - 東江ノ丘を抜くすぐ近くの国内駐車場！ 江の島、片瀬海岸周辺の観光拠点としても最適です。
 - PARKING INFORMATION:**
 - 現在の空き台数 (Current Available Spots): 87 台
 - 予約可能期間 (Reservable Period): 7月1日 ~ 9月30日
 - 予約可能台数 (Reservable Spots): 100 台
 - 予約可能時間 (Reservable Time): 7:00 ~ 21:00
 - 予約可能曜日 (Reservable Days): 平日 (Weekdays)
 - 予約可能料金 (Reservable Fee): 30分/260円 (電話料金/1,040円) (7,8月は最大料金の設定なし)
 - その他 (Others): 30分/210円 (当日最大料金/1,710円 (電話料金/1,040円))
 - 支払い方法 (Payment Method):
 - 現金 (Cash)
 - クレジットカード (Credit Card)
 - Suica, PASMO等 (Suica, PASMO, etc.) (ICカード決済)
 - 会社共通プリペイドカード (Company Common Prepaid Card)

イ 観光に便利な情報をあわせて発信

弊社が運営するホームページ（パソコン・スマートフォン）において、江の島散策コースとして、江の島展望コース、江の島浪漫コース、ハーバープロムナードコースの3つの観光コースを作成し、情報提供しています。



弊社ホームページの「江の島観光」情報

ウ 駐車場満混空情報サイト SHONAN PARKING INFORMATION の周知

弊社運営のホームページにて提供中の駐車場満混空情報システム「SHONAN PARKING INFORMATION」の利用促進のため、場内のポスター掲示によるPRを実施しています。

また、地域のイベント（湘南藤沢市民マラソン、江の島花火大会等）への協賛を行い、その際、弊社駐車場情報サイトの広告を掲載し、PRしています。

SHONAN PARKING INFORMATION 江の島・湘南海岸の駐車場情報

WEBサイト公開!

現在の空き台数

P1 加沼海岸公園	空	122台
P2 緑地広場	空	35台
P3 西部	空	156台
P4 中部	混	23台
P5 中部バス	混	35台
P6 片瀬海岸地下	混	26台
P7 江の島なぎさ	混	23台
P8 江の島かもめ	空	100台
P9 湘南湘庭港道路附属	空	1台
P10 江ノ電駐車センター	満	0台
P11 藤沢市片瀬東浜	満	0台
P12 観光協会江の島	満	0台

スマホからラクラク 駐車場情報をチェック!

湘南なぎさパーク 検索

www.s-n-p.jp

湘南藤沢市民マラソン印刷物への広告掲載

③ 施設の特徴をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等

《記載のポイント》

施設の特徴をより効果的に活かすために行う独自の発想に基づく自主事業があれば、取組内容等を記載してください。

なお、自主事業は、道路附属物自動車駐車場占用許可基準に則る範囲内（資料 12）とします。

ア レンタサイクルの運営継続（再掲）

駐車場利用者のサービス向上や観光周遊の促進による地域活性化を目的として、無償のレンタサイクルを実施しています。大人用 11 台（うち電動 2 台）、子ども用 2 台を導入しており、年間利用者は約 130 件（令和 4 年度実績）に上り、好評をいただいていることから、今後も継続して実施します。



イ 施設のコレージョニゼーション

当駐車場は地下駐車場であることから暗い印象があります。そこで、駐車場をコレージョニゼーション化し、目で楽しんでいただける明るい印象に変えていきます。



水族館誘導サインのコレージョニゼーション

ウ 年始の入場者への粗品進呈

年始の利用者に対し利用者サービスとして粗品を提供しており、今後も引き続き実施します。（令和 2 年～ 4 年度は新型コロナウイルスの影響により中止）



(2) 利用者への対応、利用料金の設定

① サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業や接客対応等への反映の仕組み等

《記載のポイント》

より多くの利用者意見、利用者動向（利用目的、居住地等）、ニーズ、苦情等を把握するための方法、意見等を業務に反映する仕組み、接客対応や苦情処理にかかる提案、高齢者や障がい者等への配慮に係る提案を記載してください。

ア 利用者ニーズや苦情の把握と業務改善への反映

利用者のご意見やニーズ・苦情を把握することは、施設の管理・運営に当たり、大変重要なことであり、以下に記載する様々な方法で、把握します。

なお、これらの方法により得られたニーズや苦情等については、内容を整理・分析し、「即応できるもの」、「一定期間の準備を要するもの」、「県と協議が必要なもの」等に仕分け、それぞれの分類の中で、その後の業務に反映させていきます。

(7) 利用者満足度調査（詳細アンケート）の配布・回収

駐車場利用者に対し、年2回、入庫口においてアンケート用紙を配布し、施設や運営、係員の対応等について、ご意見等をいただいております。回収率は65%程度となっています。

(4) 利用者簡易アンケートの実施

アンケートボックスを事前精算機近くの2箇所に配置しています。また、アンケート結果から生まれた改善点をアンケートボックス周辺に掲示することで、改善活動を見える化し、アンケートの回答促進を図っています。

(ウ) ホームページでの利用者アンケート等の実施

弊社が運営するホームページにて、当駐車場に対する利用者アンケートを実施しています。

また、弊社ホームページの「お問い合わせ」フォームを通じて、ご意見等をいただいております。

(I) 駐車場スタッフによる積極的な情報収集

当駐車場スタッフが、利用者からご質問やご意見をいただくことで利用者ニーズを把握し、また、利用者の行動を観察する中で、利便性や安全性の向上を図っています。

平成29年度には、子どもなどの歩行者の安全確保のためのハンプ（減速帯）の必要性を把握し、速やかに設置をいたしました。

(オ) 関係機関との意見交換による情報収集

藤沢市観光協会や新江ノ島水族館とは、日常的に情報交換やデータ共有を行っています。今後も関係機関との意見交換・情報交換の場を設けるなどして、地域のイベント情報を収集し、需要の増減に対する駐車場のニーズ等を把握します。

イ 利用者動向の把握

当駐車場の利用者の動向（利用目的、居住地等）については、主に利用者詳細アンケートで把握しています。

なお、直近の令和4年度においては、子供連れのファミリー層やカップルの利用が多く、住まいは県内が半数強、初めての利用が約半数、利用目的の8割以上が新江ノ島水族館の来館を目的としていました。

ウ 高齢者や障がい者等への配慮

高齢の利用者が安全に安心して利用できる施設として、また、身体に障害がある方も快適に利用できる施設として、環境整備及び管理運営に努めます。

(7) 身障者用駐車場の適正利用の推進

身障者用駐車場は、利用しやすいエレベーター近くに確保しています。また、6台以上の利用がある場合は、近隣の身障者用駐車場のある駐車場へ誘導します。

(4) 車イスの貸出

車イスの利用者のため、一般的な車イスに加え、砂浜でも利用可能な車イスの貸出を実施しています。今後も継続して貸出を実施します。

(5) 駐車場スタッフによるご案内

必要に応じて、常駐している駐車場スタッフが声掛けを行い、必要なお手伝い等に配慮します。

② 手話言語条例への対応

《記載のポイント》

手話に対応するための体制の整備や研修等の取組等を記載してください。

全社員を対象とした障がい者研修を毎年開催し、全員が手話の実技研修を行います。

また、窓口には聴覚障がい者用に筆談用具とコミュニケーションボードを用意するなど、聴覚障がい者の利便性向上に努めており、引き続き取り組んでいきます。



③ 利用料金の設定、減免の考え方

ア 利用料金の設定

《記載のポイント》

利用料金は、条例に定める額の範囲内において、指定管理者が知事の承認を得て定めることができます。利用料金を下表により設定するとともに、利用料金の設定の考え方や理由を記載してください（車種、単位の変更はできません）。

なお、利用料金設定にあたり、周辺駐車場の料金に比べて過度に安価な料金を設定し、周辺駐車場との均衡を崩すことのないよう留意してください。

【利用料金表】

自動車駐車場の名称	期間	車種	単位	利用料金	(参考) 条例規定 利用料金 の上限額	(参考) 令和4年 度料金
片瀬海岸地下 駐車場	1月1日から 6月30日まで 及び 9月1日から 12月31日まで	普通自動車	1台30分につき	210円	210円	210円
			ただし、1回の 開場時間におけ る駐車時間が4 時間を超えると きは、当該開場 時間における駐 車料金の額1台 につき	1,710円	1,710円	1,710円
			1台1泊につき	1,040円	1,040円	1,040円
	7月1日から 8月31日まで	普通自動車	1台30分につき	260円	260円	260円
			1台1泊につき	1,040円	1,040円	1,040円

※上表によらず、期間を細分するなど変更する場合は、適宜欄を追加してください。

(設定の考え方、理由)

近隣の弊社管理駐車場や周辺の民間駐車場の料金を勘案し、これらの駐車場の料金との均衡を考慮して設定している現行の利用料金を継続します。

イ 減免の考え方

《記載のポイント》

指定管理者が定める減免基準があれば記載してください。また、減免基準を定めるにあたって、特に提案やアピールしたいことを記載してください。

なお、以下の減免基準等は、必ず適用していただきます。

神奈川県提示の基準に基づき、減免を行います。

(減免基準)

(ア) 減額するもの

規則第5条第1項より

- ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳等の所持者が乗車する車両(利用料金の2分の1)

規則第5条第2項より現行の「管理規程」で定めているもの

- ・神奈川県電気自動車認定カードの交付を受けた車両(利用料金の2分の1)

条例第14条第2項より

- ・由比ガ浜パークアンドライド〔利用料金については、指定管理者が関係者と協定を締結し、設定します(資料11)。〕

(イ) 免除するもの

- ・公用又は公共目的使用の車、公務利用の借り上げ車の駐車
- ・火災、災害等の不測の事態の場合の駐車
- ・施設点検、防災訓練の駐車

(緊急自動車等に関する特例)

(ア) 利用料金を納付することを要しないもの

条例第16条第1項より

- ・道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車
- ・道路法施行令(昭和27年政令第479号)第3条の3に規定する国土交通大臣が認める自動車

※条例とは、「神奈川県道路附属物自動車駐車場条例」(平成12年神奈川県条例第74号)
規則とは、「神奈川県道路附属物自動車駐車場条例等の施行に関する規則」(平成13年神奈川県規則第94号)を指します。

4 事故防止等安全管理

(1) 日常の事故防止、緊急時の対応、感染症への対応

① 通常業務を行う際の事故防止等の取組内容

《記載のポイント》

利用者が安全で安心して利用できるよう、駐車場内での事故防止や防犯等に関するマニュアル等の作成、職員研修の実施、有資格者の採用・配置、防犯対策の実施など、事故防止に向けた取組について記載してください。

ア 通常業務における安全管理の基本方針

駐車場における安全管理は、利用者の安全性を確保する上で最も重要な業務の一つです。入庫時、駐車時、出庫時の各利用シーンにおいて、想定されるリスクを特定するとともに、これに対応する安全管理の取り組みを実施します。

特に、入出庫時は事故発生リスクが大きいことから、経験や知識を有した有人による案内・誘導を徹底します。万が一事故等が発生した場合には、事故の原因を究明し、早期に再発防止対策を講じます。

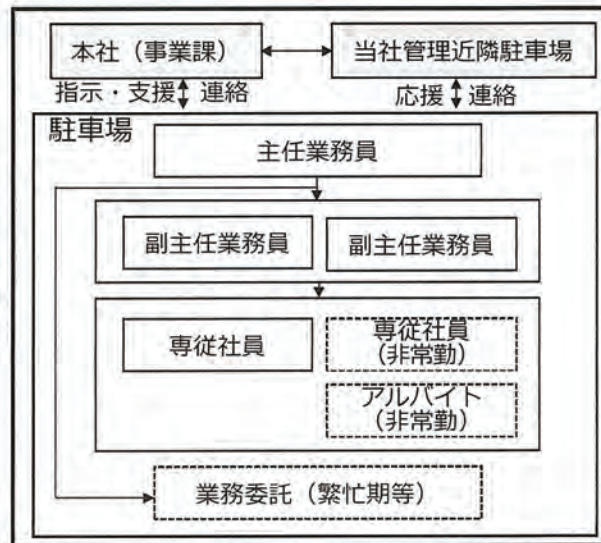
利用シーン	安全管理上のリスクと留意事項	取り組み内容
全体	—	・経験豊富な社員配置による安全管理体制
入庫時	・入庫待ち渋滞の防止	・利用集中に柔軟に対応できる人員配置 ・弊社管理近隣駐車場への誘導
	・場内のうろつき・不規則挙動の防止	・わかりやすい場内誘導の実施 ・場内案内サインの改善
	・入庫車両と歩行者との交錯に伴う事故の防止	・ハンプ（減速帯）の設置による徐行運転の徹底
駐車時	・場内の防犯対策	・監視カメラと有人巡回による犯罪リスクの軽減 ・片瀬海岸地下駐車場管理業務マニュアルの随時見直し
出庫時	・精算時の事故防止	・事前精算機の利用促進 ・緊急時等における有人による精算対応
	・出庫車両と歩行者との交錯に伴う事故の防止	・ハンプ（減速帯）の設置による徐行運転の徹底
	・地上出口での渋滞・事故防止	・地上出口への警備員配置と誘導
その他	—	・効果的な社員教育の実施 ・有資格者の配置

イ 利用シーンごとの取り組み内容

(7) 経験豊富な社員配置による安全管理体制

日常時の安全管理体制は、社員3名（平日）を基本とするとともに、土日・休日ではそれぞれアルバイトや警備員（委託）を追加配置し、利用の集中に対応できる体制を構築します。

常駐する主任業務員は、弊社で湘南江の島エリアの駐車場管理運営に3年以上携わった経験豊富な社員を配置し、安全管理体制を構築します。



(4) 入庫時の安全管理対策

a 利用集中に柔軟に対応できる人員配置

湘南江の島エリアの交通・駐車場事情に精通した人員を継続して配置することにより、場内へのスムーズな誘導に加え、混雑時に弊社が運営する近隣駐車場へ誘導することで、待ち時間の減少と渋滞の緩和の効果も発現しています。

b 弊社管理近隣駐車場への誘導

当駐車場は年間約 180 日満車となる日があります。（令和 4 年度実績）そうした中で、繁忙期間中の入庫待ち渋滞が発生した場合は、弊社が運営する近隣駐車場と連携して空きスペースに車を誘導し、早期の渋滞緩和に寄与してきました。今後も、近隣駐車場への車両誘導を実施し、入庫待ち渋滞の緩和を図ります。

c わかりやすい場内誘導の実施

当駐車場では、有人での車両誘導を実施しております。また、場内の満空情報システムにて駐車場内の満空状況を把握し、円滑な誘導を実施するとともに、一目で空き室を判断できる「招き灯」を活用し、安全確保と駐車渋滞緩和に取り組んでいます。

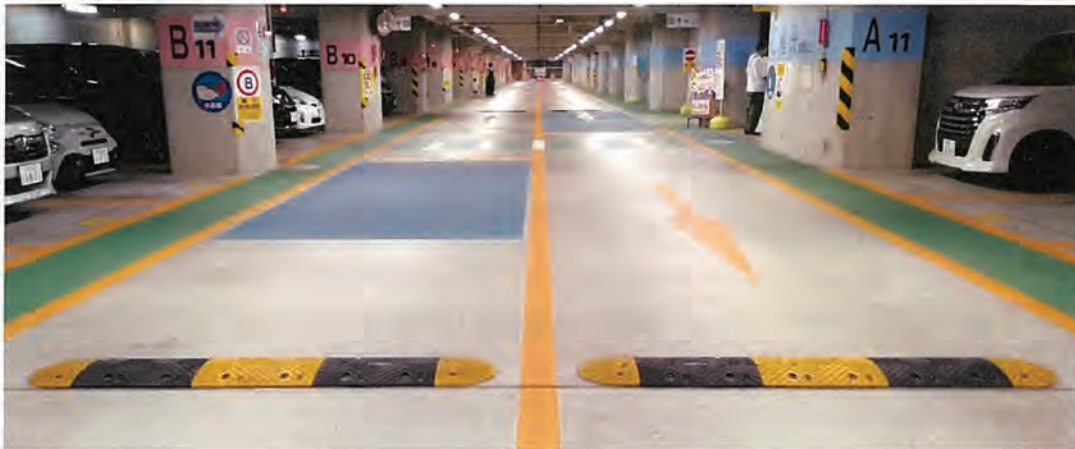
d 場内案内サインの改善

場内誘導の効率化を図るために地下 1 階の入庫ゲート部のサイン改善を実施しました。今後も、混雑時のサインの増加や外国語への対応等、多様な利用者の目線に合ったわかりやすい工夫をし、場内での不規則な挙動の防止を図ります。



e ハンプ（減速帯）の設置による徐行運転の徹底

子どもなどの歩行者の安全確保を図るため、車両の通路に視認性の優れたハンプ（減速帯）を設置し、駐車場内での徐行運転を徹底しています。



(ウ) 駐車時の安全管理対策

a 監視カメラと有人巡回による犯罪リスクの軽減

防犯対策として、常時有人による巡回を行うことで、犯罪リスクの軽減を図っています。また、人の目の届きにくい階段やエレベーター内等に監視カメラを設置しています。

b 片瀬海岸地下駐車場管理業務マニュアルの随時見直し

片瀬海岸地下駐車場管理業務マニュアルは定期的に見直しを実施します。維持管理業務台帳や業務日報を活用し、現状にあったマニュアルであるかを確認し、必要に応じてマニュアルを改善します。

(I) 出庫時の安全管理対策

a 事前精算機の利用促進

事前精算機の利用促進のため、入庫時の駐車券発券機にてPRしています。また、事前精算機の設置されていない出入口においては、床面表示サイン・ステッカーを掲示することによりPRし、事前精算機での精算を促しています。

b 緊急時等における有人による精算対応

混雑時は、精算機での精算待ちの車両によりさらに渋滞が増すため、緊急対策として、出庫口にて有人による精算対応を実施しています。また、カードでの精算等でトラブルが発生した際においても、有人による対応にて精算処理を実施しています。今後も、混雑時やトラブル発生時において、臨機応変に有人での精算対応を実施します。

c ハンプ（減速帯）の設置による徐行運転の徹底（再掲）

子どもなどの歩行者の安全確保を図るため、車両の通路に視認性の優れたハンプ（減速帯）を設置し、駐車場内での徐行運転を徹底しています。

d 地上出口への警備員配置と誘導

地上部の歩行者の安全確保や、信号無視など危険運転を行う出庫車両を無くすため、地上出口への警備員配置を実施しており、今後も実施します。

(オ) その他

a 効果的な社員教育の実施

駐車場の管理運営に求められる能力を、社員全員が熟知し、実践できることが重要です。そのため、当駐車場では、下記に示す社員研修を実施しています。今後も、実施を継続し、社員のスキルアップを図ります。

【社内研修内容】

- ・ 接遇研修 ・ 手話研修 ・ 誘導研修 ・ 徴収事務研修
- ・ 維持管理に係る基礎技術研修 ・ 消防訓練 ・ 避難誘導訓練 ・ AED 研修

b 有資格者の配置

現在、駐車場出入口の誘導業務において、交通誘導警備業務検定2級資格を有する者を配置しており、今後も継続した配置を図ります。

② 地震や津波等の災害、事故、不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針

《記載のポイント》

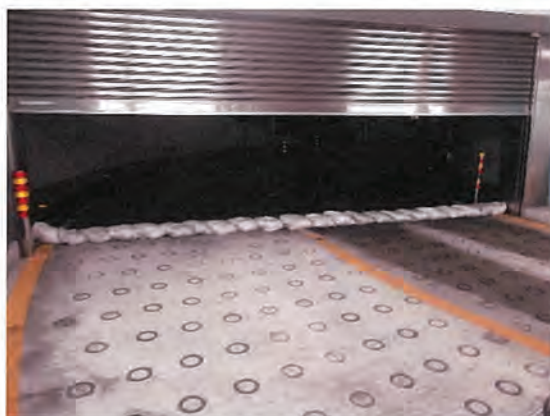
地震や津波等の災害、事故、不祥事等の緊急事態発生時の安全確保や対応に係るマニュアル等の作成、体制の整備や訓練の実施等について記載してください。

ア 緊急時の対応の基本方針

当駐車場は、沿岸部に立地し、周辺に観光施設等が集積する地下駐車場であり、利用者は地域に不案内な外国人を含む観光客が中心です。こうした特性から、災害時や事故・火災発生時における安全確保上のリスクが非常に高いことを認識しています。

こうしたリスクの存在を理解し、緊急時には必要な措置を講じるとともに、迅速に適切な行動ができるよう、災害時行動マニュアルの徹底、連絡体制の構築と社員の教育・訓練を実施します。

当駐車場の特性		安全管理上のリスク
施設特性	<ul style="list-style-type: none"> ・地下駐車場 ・周辺に観光施設が立地 ・幹線道路沿道に立地(国道134号は災害時緊急輸送道路(1次路線)に指定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・車両由来の火災発生 ・緊急時の避難(集中や逃げ遅れ) ・場内・周辺での滞留者の発生 ・緊急車両走行のための駐車受け入れ(駐車場の開放)
利用者特性	<ul style="list-style-type: none"> ・観光客が中心、外国人も多数利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の避難(避難場所や避難経路に対する情報・認識不足) ・急病人や事故によるケガ等の発生
災害特性	<ul style="list-style-type: none"> ・地震・津波(浸水想定区域内) ・台風・集中豪雨 	<ul style="list-style-type: none"> ・地下への浸水 ・津波の発生・浸水 ・施設(躯体)や設備への被害発生



台風等の降雨に応じた処置



排水ポンプの準備

イ 緊急時の措置と連絡体制

自然災害等の発生時には、以下の手順及び連絡体制に従い、緊急時の措置を実施します。これにより、駐車場の臨時閉場等が生じる場合には、利用者への影響軽減や二次被害防止のため、ホームページで被害状況を発信するとともに、周辺駐車場の状況に応じ、利用可能な駐車場等への案内・誘導を実施します。

(7) 自然災害発生時

a 警報発令時

発生時間帯	災害の種別	実施者	措置内容
営業時間中	大雨・洪水	本社事業課	・ 駐車場へ以下の措置を指示
		駐車場常駐社員	・ 防潮板設置 (大雪時) ・ 融雪剤散布 ・ 藤沢土木事務所と協議の上臨時閉場も考慮
	高潮・大津波	本社事業課	・ 駐車場へ以下の措置を指示
		駐車場常駐社員	・ 防潮板設置 ・ 津波避難施設への避難誘導（場内アナウンス等）
営業時間外	大雨・洪水	本社事業課	・ 駐車場常駐社員へ出動待機及び以下の措置を指示
		駐車場常駐社員	・ 防潮板設置（あらかじめ退社時に設置） (大雪時) ・ あらかじめ退社時に融雪剤散布 ・ 藤沢土木事務所と協議の上臨時閉場も考慮
	高潮・大津波	本社事業課	・ 駐車場常駐社員へ出動待機を指示
		駐車場常駐社員	・ 出動待機

※駐車場常駐社員とは、主任業務員または副主任業務員をいう。

b 震度 4 以上の地震発生時

震度 4 以上の地震発生時には、地震の規模に応じて、各実施者が措置を講じます。

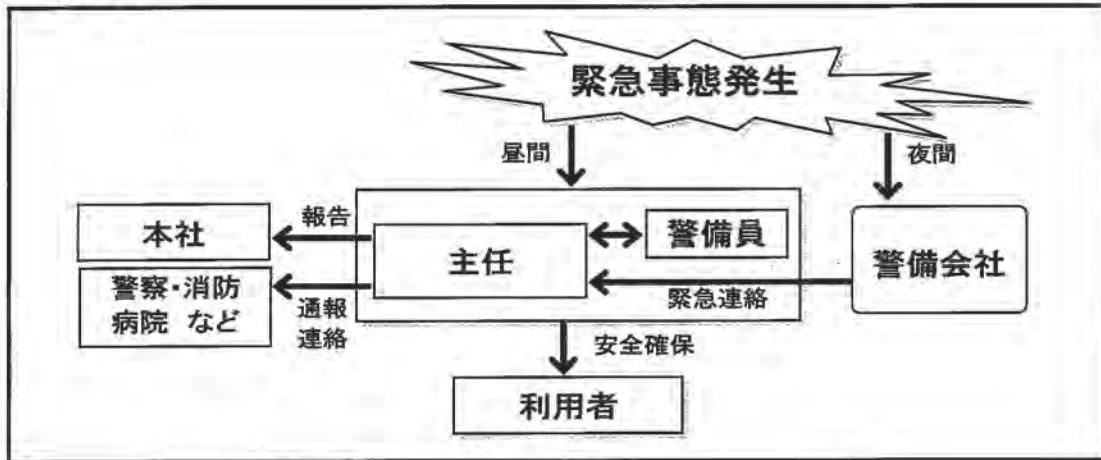
なお、南海トラフ地震発生時には、ただちに利用者を近隣の緊急一時避難場所へ緊急避難するよう誘導します。

(a) 震度 4 の地震発生時

震度 4 の地震が発生した場合、情報収集（地震情報、場内状況）を行い、地震情報について場内放送を行います。負傷者が発生した場合は、速やかに救急・救護の措置を講じます。安全確認後、速やかに営業を再開します。

(イ) 事故発生時

場内外で発生した事故については、程度に応じて必要な処置を行うとともに、関係機関及び本社へ通報・報告を行います。なお、事故報告書は速やかに藤沢土木事務所へ提出します。



(ロ) 不祥事発生時

指定管理業務では、公共性・公平性・平等性の確保が求められることから、不祥事が発生した場合において適切に対応し、県民・利用者の信頼を回復することが重要です。

不祥事発生時には、事実関係の確認後、必要に応じて、ただちに警察・消防・病院等に通報・連絡を行ったうえ、事案の内容に応じて適切な対応を行い、藤沢土木事務所へ報告します。社員の処分を伴う事案については、速やかに人事考査委員会を開催し、その結果と再発防止策を藤沢土木事務所に報告します。

(I) 安全管理の妨げとなりうる事案を認知した場合

安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際には、片瀬海岸地下駐車場管理業務マニュアルに基づき以下のように対応します。

事例	対応
利用者同士のトラブル	当事者同士で解決させるとともに、業務日報に記載する。
駐車場施設の被害 (加害者が特定でき る・できないに関わら ず)	<p>① 被害大（営業に支障がある場合） 現場で状況確認→警察に通報→本社事業課に連絡 ※本社休日の場合は緊急連絡網により連絡する。 事故等報告書を作成。</p> <p>② 被害中（営業に支障はないが交換・修理が必要な場合） 現場で状況確認→警察に通報→本社事業課に連絡 ※本社休日の場合は本社営業日に連絡する。 事故等報告書を作成。</p> <p>③ 被害小（営業に支障がない場合） 現場にて状況確認→本社に業務日報で報告</p>

ウ 被害を最小に抑える取り組み

緊急時の被害を最小に抑えるためには、平常時からの防災意識の醸成・訓練が重要です。弊社では駐車場社員の教育・訓練とともに、利用者の防災意識の向上にも取り組みます。また、観光客が多い地域特性を踏まえ、周辺施設と連携した避難や帰宅困難者等の支援にも積極的に取り組みます。

(7) 関係機関・地域との連携

a 情報収集、連絡体制の構築による、迅速かつ的確な初期対応への備え

被害を最小限に抑えるための対応及び体制は、まず、事実を的確に把握し、利用者の安全確保を図るため、先述の実施体制により、迅速かつ的確な初期対応を実施することが重要です。そのため、関係機関と提携して情報収集体制を整備します。

藤沢市の防災無線や財団法人日本気象協会と「気象情報メール通知業務契約」を締結し、注意報及び警報ならびに台風情報、雨量状況について常時携帯端末で情報を受信します。

b 地元住民を中心とした社員の採用

緊急時に迅速な対応を講じることができるよう、現地社員は地元住民を中心に採用しています。緊急時には自宅待機し、現場へ迅速に参集して防潮板の設置など緊急対応が可能な体制としています。

(4) マニュアル整備と訓練の徹底

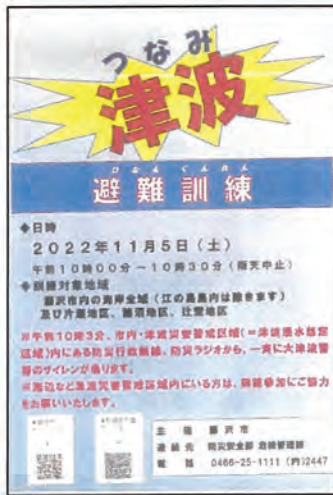
a 「災害時行動マニュアル」の整備とこれに基づく行動

「災害時対策要綱」の配備基準に沿った体制を整備するとともに、初期対応を含め、社員がどのような行動をとって利用者等を災害から守るかの指針として「災害時行動マニュアル（令和5年6月改訂予定）」を策定し、各社員が責任をもって対応できるような仕組みを整備しています。

「災害時行動マニュアル」では、地震発生時（震度4/震度5弱以上）・津波警報発令時、台風上陸（見込）時等出水の恐れがある場合など、沿岸部に立地する地下駐車場が備えるべき災害の種類及び発生状況に応じ、営業時間内・営業時間外それぞれにおける行動を時系列で定めており、毎年新年度に向けた更新をしています。

b 社員を対象とした定期的な訓練

緊急時に迅速な活動・対応が行えるよう、社員を対象とした定期的な訓練（消防訓練・AED使用訓練等）を実施します。また、藤沢市主催の江ノ島駅周辺帰宅困難者等対策訓練や津波避難訓練に参加し、当駐車場の災害時対応を強化します。



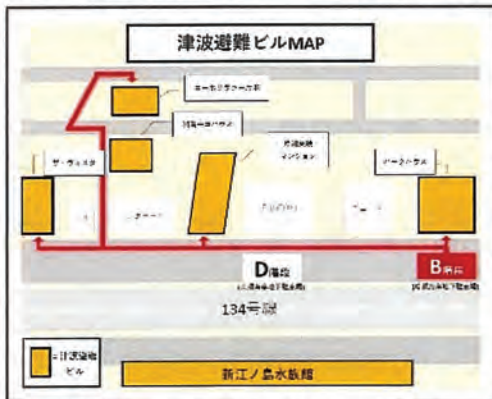
藤沢市主催の津波避難訓練に参加

(ウ) 観光客・訪日外国人への対応

a 津波避難マップの作成・掲示及び緊急用救命胴衣・ヘルメットの設置

当駐車場は海岸沿いに立地するため、津波による被害の危険性があります。

平時から利用者に津波避難ビルについて周知するため、駐車場内に避難マップを掲示するとともに、配布用マップを用意しています。また、場内に緊急用救命胴衣及びヘルメットを設置し、有事の際に備えています。今後も実施するとともに、周辺の施設状況に合わせて見直し、更新します。



津波避難ビルMAP



緊急用救命胴衣・ヘルメットの設置

b 場内避難誘導システムの強化

土地に不慣れな観光客や訪日外国人に対し、場内放送や誘導灯を活用し、安全な誘導対応を実施します。訪日外国人への避難誘導に対しては、場内放送において外国語での対応を実施し、有人案内においてフリップボードや翻訳機を用いた音声翻訳サービスを活用して多言語での対応を目指します。また、場内におけるサインや掲出物の多言語化も実施します。

c Jアラート発出時の対応

弾道ミサイル発射時（Jアラート発出）に伴い、緊急一時避難施設として避難住民等の救援を実施します。また、安全が確認されるまでの間、爆風や破片等からの直接の被害を軽減するため、利用者の出庫を止める等、場内に周知します。

③ 急病人等が生じた場合の対応

・救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等

《記載のポイント》

救急救命士等有資格者の採用・配置や、職員への救命講習の実施等について記載してください。

急病人等が発生した場合には、症状やケガの状況を確認した上で、応急措置や消防・病院への通報・連絡など、必要な措置を講じます。こうした緊急時に迅速に対応でき、利用者・県民の安全な利用が確保できるよう、社員を対象とした定期的な訓練(消防訓練・AED使用訓練等)を実施します。

令和4年度4月から、応急手当普及員の有資格者を片瀬海岸地下駐車場業務員として雇用し、現在も継続しています。

④ 新型コロナウイルス感染症等の感染拡大時の対応

《記載のポイント》

感染症拡大防止に関する行政機関等との連携や協力体制、駐車場内における感染防止に向けた取組について記載してください。

ア 行政機関等との連携や協力体制

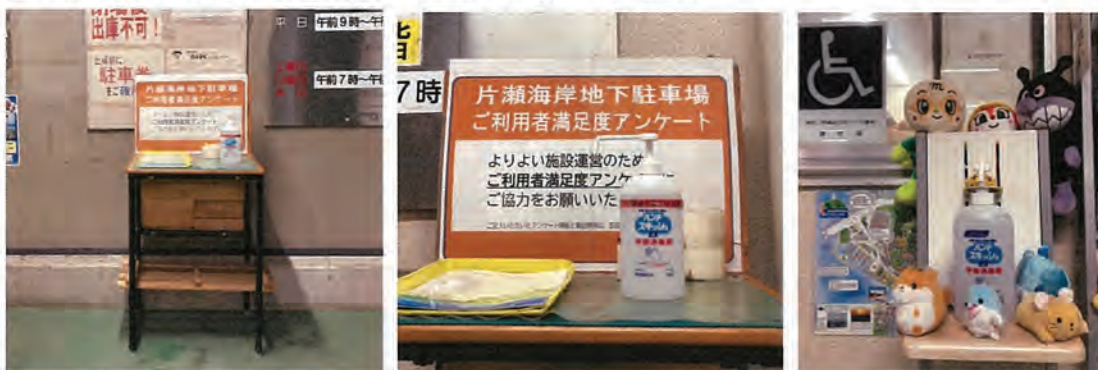
新型コロナウイルス感染症の感染拡大時においては、行政機関の指導の下、緊急事態宣言中、湘南海岸地域における統一的な対応として駐車場を閉場しました。また、感染拡大防止のための掲示物等、行政機関の指示に従いました。今後も、行政機関等との連携や協力のもと、取り組んでまいります。

イ 駐車場内における感染防止に向けた取組

給排気設備のフル稼働による換気や、巡回時(1日4回)、手指消毒用のアルコールの補充、エレベーターや自動販売機のボタンや階段の手摺り等、人の手に触れる箇所のアルコール消毒を実施しました。

管理事務所窓口には飛沫対策のためのシートを設置し、誘導する際には案内板を誘導棒で示し、声を出さない工夫をしました。

駐車場業務員は、マスク着用、手洗い、手指消毒及び体調管理等感染症対策に取り組むとともに、駐車場利用者にも感染症対策を周知しました。



主要な出入口に消毒用アルコールを設置

5 地域と連携した魅力ある施設づくり

(1) 地域と連携した魅力ある施設づくり

① 地域や関係機関との連携・協力の考え方

《記載のポイント》

地域に根ざした魅力ある施設づくりに結びつけるため、地域や関係機関（市、地元企業、自治会等）との連携や協力体制の考え方について、記載してください。

弊社は藤沢市内に本社を置き、主に地域の関係団体・企業等によって設立された第三セクターであり、「地域や行政と協力して、地域振興に貢献していく」ことを経営目的の重要な柱としています。

当駐車場は、県立湘南海岸公園に隣接し、湘南江の島エリアの観光地域に立地しており、利用者も観光客が中心です。そこで、地域の関係機関と連携して、魅力ある施設づくりに取り組むとともに、湘南江の島エリアの観光振興、回遊性向上や観光交通の円滑化を通じ、地域へ貢献してまいります。

主な連携・協力体制は、次のとおりです。

関係機関	連携・協力内容
藤沢市	観光振興施策、イベント協力
(公社) 藤沢市観光協会	観光振興施策、イベント、フィルムコミッション等各種事業への協力 観光キャラバンへの参加・協力
新江ノ島水族館	水族館イベントの周知・案内協力 水族館の開場時間に対応した駐車場の運営
湘南藤沢活性化コンソーシアム	「湘南の宝石」(イルミネーション)等イベントによる地域誘客事業への協力
江の島振興連絡協議会	江の島島内イベント等での協力
地元イベント主催団体 (湘南江の島春まつり実行委員会、湘南藤沢市民マラソン実行委員会等)	江の島流鏝馬・武者行列、市民マラソン、花火大会等地元イベントへの協力

② 地域の実情に応じた駐車場開場時間の弾力的な運用

《記載のポイント》

地域イベント開催時など、周辺の交通混雑が予想される場合の取組内容について記載してください。

ア 出庫渋滞発生時のサービスタイムの設定

当駐車場は、新江ノ島水族館を目的とした利用者が多いことから、水族館のショーの終了とともに出庫車両が列をなす状況が多くみられます。また、花火大会等地域イベントの開催時には、国道134号の渋滞も相まって、出庫渋滞が発生します。

このような出庫渋滞発生時には、想定外の課金が発生しないよう、渋滞の状況に応じたサービスタイムを柔軟に設定し、出庫時の事故防止や場内の安全性向上を図ります。

イ 新江ノ島水族館の営業時間等に合わせた駐車場営業時間の設定

当駐車場利用者の8割以上が新江ノ島水族館への来館を目的としています。そうした中で、同水族館では、イベント等の実施により営業時間を延長する場合がありますことから、水族館の営業時間に合わせ、当駐車場の営業時間を延長しています。(水族館営業終了後1時間営業)

また、元旦には、湘南海岸において初日の出を見るために来場する方々も多いことから、当駐車場において早朝(朝6時)からの開場を行っています。

ウ マラソン開催時の駐車場利用の協力

湘南国際マラソンや湘南藤沢市民マラソン(各々年1回開催)は、当駐車場前の国道134号をコースとして開催され、ランナーの通過時間に合わせて車両通行規制を行っています。

そこで、当駐車場においては、車両通行規制時には駐車場を閉場するとともに、国道134号を横断する歩行者のために、駐車場の階段、エレベーター、車路を開放し、マラソンの開催に協力しています。



湘南藤沢市民マラソンの際の駐車場の開放(左:地上、右:地下)

③ 地域イベントへの協力、行政施策やボランティアとの連携、地域人材の活用等の取組内容

《記載のポイント》

地域のイベントへの協力、パークアンドライド等の行政施策やボランティアとの連携、地域人材の活用等に関する考え方や取組内容等について記載してください（パークアンドライドは、由比ガ浜地下駐車場のみで実施）。

ア 地域イベントへの協力

当駐車場が立地している湘南江の島エリアでは、藤沢市、(公社)藤沢市観光協会、地元企業や団体等が協力して、湘南の宝石（イルミネーション）、江の島流鏑馬・武者行列、市民マラソン、花火大会など多彩なイベントが開催され、弊社もイベント主催者の一員として、また、運営に当たって協力など、様々な形で協力をを行っています。

また、当駐車場内では、これらのイベントのポスター掲示やパンフレット配布などにより、利用者への周知を図っています。

更に、湘南国際マラソンや湘南藤沢市民マラソンの開催時には、当駐車場において、車両通行規制時に駐車場を閉場するとともに、国道134号を横断する歩行者のために、駐車場の階段、エレベーター、車路を開放し、マラソンの開催に協力しています。（再掲）

イ ボランティアとの連携

当駐車場に隣接する県立湘南海岸公園や湘南海岸において、次のようなボランティアとの連携に取り組んでいます。

(7) ライフセービング団体との連携

海の安全を守るライフセービング団体とは、日頃から声を掛け合い、水難事故発生時には、連携して救護活動に当たるとともに、軽いケガ等に対しても連携して対応していきます。

(イ) 植物管理ボランティアとの協働

県立湘南海岸公園内の海浜植物の保護育成を協働で行うほか、弊社主催イベントでの活動披露の場を提供する等連携を図ります。

(ロ) NPOとの連携による犬対策、野生猫対策

県立湘南海岸公園において、地元で活動するNPO団体と連携し、犬のしつけ教室を開催するなどし、犬の放し飼いやフンの処理への対策を図っています。また、公園内に捨てられたり、無責任なエサやりで一気に増えた野生猫に対して、捕獲や不妊手術、里親探しを続け、現在少数（全て不妊手術済み）まで減らし管理下に置いています。今後も継続して活動を支援していきます。

ウ 地域人材の活用

当駐車場の管理・運営にあたる社員を確保するに当たっては、災害発生時など緊急時の迅速な対応が求められるため、原則として地域精通度の高い地元住民を中心に採用しています。

④ 地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容

《記載のポイント》

地域の実情に即した迅速かつきめ細かいサービスを展開するため、地元企業に業務を委託すること等の取組や提案を記載してください。

ア 地元企業への委託の考え方

- ・ 委託業務の実施にあたっては、施設の特長や季節に応じた状況をよく把握した地元企業を選択することにより、迅速かつきめ細やかな対応が図れるものと考えています。また、緊急時に備え、周辺地域に立地する企業も含めて日頃から良好な関係を構築しておくことは大変重要です。
- ・ 弊社は、江の島・湘南海岸のエリアで公的な施設の管理運営を担っている会社であることから、この地域や周辺地域の企業との取引も多く、委託先業者の状況を把握しており、関係は良好です。
- ・ そうした点を踏まえ、委託業者の選定にあたっては、特殊な技術等が必要な業務を除き、経費節減の観点から10万円超の業務委託については競争的手続きにより選定しますが、その候補者については、地元企業からの選定を優先していきたいと考えています。
- ・ また、地元企業への委託は、地域経済の活性化の観点からも必要不可欠であり、今後も連携を継続的に推進してまいります。

イ 片瀬海岸地下駐車場に係る業務委託実績（令和4年度実績）

地域	発注件数	発注内容
藤沢市	6件	夜間警備、巡回警備、ゴミ回収、自家用工作物電気点検、自転車TSマーク、エレベーター保守点検
県内(藤沢市以外)	14件	設備機器保守点検、消防設備保守点検、場内清掃、監視カメラ保守点検、中央監視装置保守点検、除塩フィルター保守点検、シャッター保守点検、機械警備、場内清掃、排水系処理、消音機保守点検、Vベルト交換他
県外	2件	駐車場管制システム、コピー機メンテナンス

「Ⅱ 管理経費の節減等」

6 節減努力等

(1) 節減努力等

《記載のポイント》

経費積算内訳書（収支計画書）により評価しますので、記載は不要です。ただし、アピールポイントがあれば記載してください。

① 警備・清掃等業務委託の周辺施設との一括発注によるコスト縮減

弊社では、当駐車場周辺で7か所の駐車場や都市公園の管理運営業務を行っています。

当駐車場に係る業務委託について、これらの周辺施設と合わせ一括（あるいは包括）して委託すること等を通じ、業務の効率化、物品の共有化等のスケールメリットを発揮し、コスト縮減を実現します。

② 直営修繕チームによる迅速な対応による修繕費等の節減

弊社では、資格・技術を有し、高度な修繕も行える直営修繕チーム（2～3名）を設けており、施設の小破修繕に対し、迅速できめ細やかな対応を行うなど、「自分たちでできることは自分たちで」を推進し、迅速な対応と修繕費等の節減等を図ります。

「Ⅲ 団体の業務遂行能力」

7 人的な能力、執行体制

(1) 人的な能力、執行体制

① 指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況

《記載のポイント》

地下駐車場の運営に関する組織及び職員構成を職名、指揮命令系統がわかるように組織図を記載してください（職員数は、（内訳書1「人件費」）と整合するようになしてください）。なお、組織図に記載された職員全てについて次の事項を記載してください。

- ・就業条件（勤務時間、休日設定等）
- ・職務分担及び職務内容
- ・雇用関係（常勤・非常勤・アルバイト等）

職員構成による1か月分の勤務計画表（シフト表など）を通常期（夏期以外）及び夏期（7月8月）で例示してください。

ア 人員配置の基本方針

弊社は、設立当初から今日まで主要な業務として駐車場の管理運営業務を行っており、本業務に求められる効率的、効果的な管理運営ノウハウを有する経験豊富な人材を有しています。

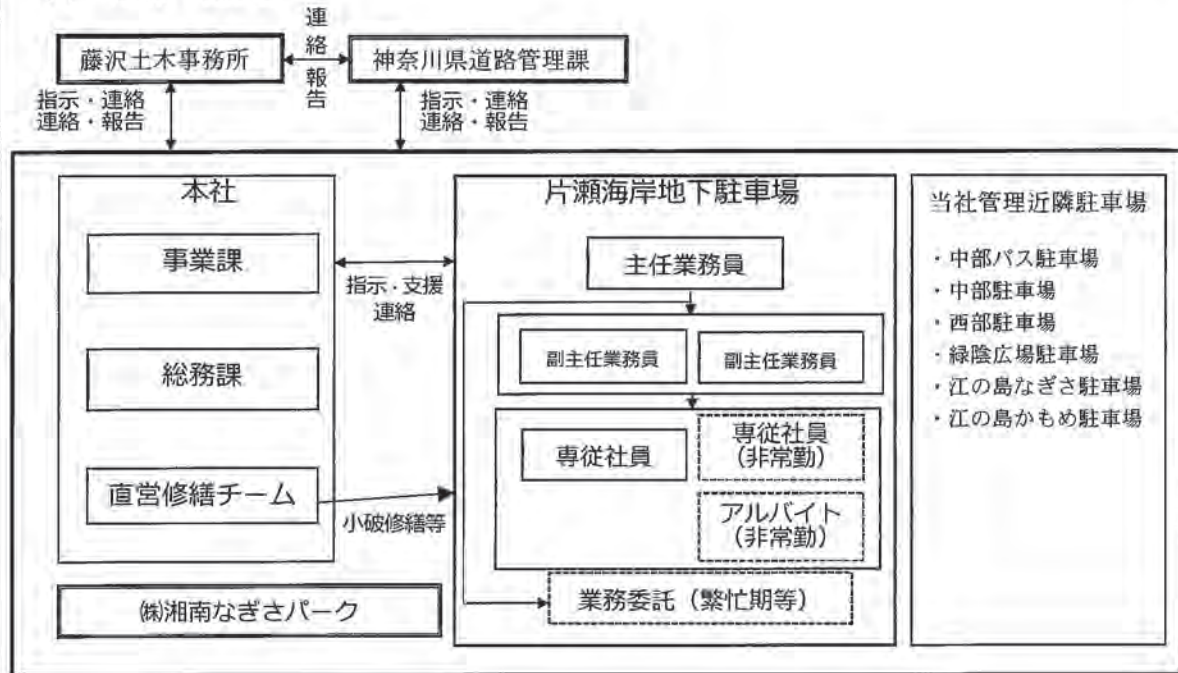
これらの実務経験と能力を兼ね備えた人材を、弊社が管理運営する近隣駐車場とあわせて柔軟に配置することで、過剰な人員を抱えることなく、必要なときに必要な能力を有する人材を確保することが常時可能となります。時期やイベント開催有無等により大きく需要が変動する当駐車場においては、こうした柔軟かつ適切な人員配置を行うことで、効率的な管理運営が実現できると考えます。

イ 自動車駐車場の運営組織・社員構成

弊社は、県立湘南海岸公園内の駐車場の管理運営を含めた湘南海岸公園再整備事業の円滑な促進を図るために設立された公民共同の第三セクターです。貴県の事業推進の一翼を担うパートナーとして、湘南海岸及び江の島の駐車場管理運営事業、湘南海岸公園の管理運営事業等の事業を行っています。

当駐車場の運営は市内に拠点を置く本社総務課・事業課との連携のもと、湘南海岸地域の駐車場管理運営に3年以上携わった経験のある社員を主任業務員として配置し、副主任業務員とともに、専従社員及びアルバイト・警備会社の各社員を指揮・管理します。主任業務員以下の各社員は地元住民を中心に採用・配置するため、地域に精通した社員による臨機応変な業務遂行が可能となります。

(7) 組織・体制図



(イ) 社員の職務分担等

区分		職務分担・職務内容	就業条件
本社	総務部 総務課 事業課 直営修繕チーム (12名)	<ul style="list-style-type: none"> 片瀬海岸地下駐車場、西部、中部、中部バス、江の島なぎさ及び江の島かもめ駐車場に係る業務方針及び業務計画の策定、総合調整 各駐車場の支援業務 神奈川県、藤沢市等との連絡調整 指定管理業務を含め、社内の総務及び経理関係の全てを担当 管理施設の小破修繕 	月20日 常勤、非常勤 (8:30~17:30)
	片瀬海岸地下駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 主任業務員 (1名) 副主任業務員 (2名) 専従社員 (1名) 専従社員 (1名以上) アルバイト 業務委託 	<ul style="list-style-type: none"> 主任業務員: 当駐車場の統括管理を担当、他の駐車場や当駐車場において、3年以上の経験を経て会社が能力を有すると認める者 副主任業務員: 主任の補佐役として、現場の人員管理や施設運営を中心的に担当、社内の基準として、勤怠や意欲を把握して、能力ありと認められた者 専従社員: 主任、副主任の補佐役 専従社員: 利用者の案内誘導や見回り、清掃等を担当 アルバイト: 管理運営の補助 業務委託: 人的警備: 交通誘導警備2級資格保持者を配置

※本社機能が近隣にあるため、有事の際には迅速な現場対応が可能です。

※事務的な業務を本社が担っている分、現場は管理運営業務に集中できる体制を取っています。

ウ 職員構成による1か月分の勤務計画表

季節や曜日、時間等に応じて想定される来場予想台数に基づき、経験豊富な社員を適切に配置し、きめ細かな管理運営ができる人員配置を行います。最も混雑するお盆の時期及び花火大会等のイベント時には特に人員を厚く配置するなど、円滑な業務実施に努めます。

表 季節や曜日、時間等に応じた社員配置の考え方

区分	通常時の配置人数 (適正值)	ピーク時の配置人数
平日	3人	6人
土日・休日	6人 (警備含む)	6人 (アルバイト、警備含む)

表 社員構成による1ヶ月分の勤務計画表（繁忙期：7月、閑散期：11月）

7月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
主任業務員		●	●	●	●	●	●																									
副主任業務員①	●		●	●	●	●	●																									
副主任業務員②	●			●	●	●	●																									
専従社員	●	●			●	●	●																									
専従社員①	●	●		●	●	●	●																									
専従社員②	●	●	●			●	●																									
専従社員③		●	●	●		●	●																									
アルバイト①	●	●	●	●	●	●	●																									
アルバイト②			●	●	●	●	●																									
警備員						●	●						●	●	●						●	●					●	●				
出勤人数	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6

11月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土		
主任業務員	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																						
副主任業務員①		●	●	●	●	●	●	●	●	●																						
副主任業務員②	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																						
専従社員	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																						
専従社員①	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																						
専従社員②		●	●	●	●	●	●	●	●	●																						
専従社員③		●	●	●	●	●	●	●	●	●																						
警備員		●	●	●																												
出勤人数	3	6	6	6	3	3	3	3	6	6	3	3	3	3	3	6	6	3	3	3	3	3	3	6	6	3	3	3	3	3	6	

② 業務の一部を委託する場合の管理・指導體制の状況

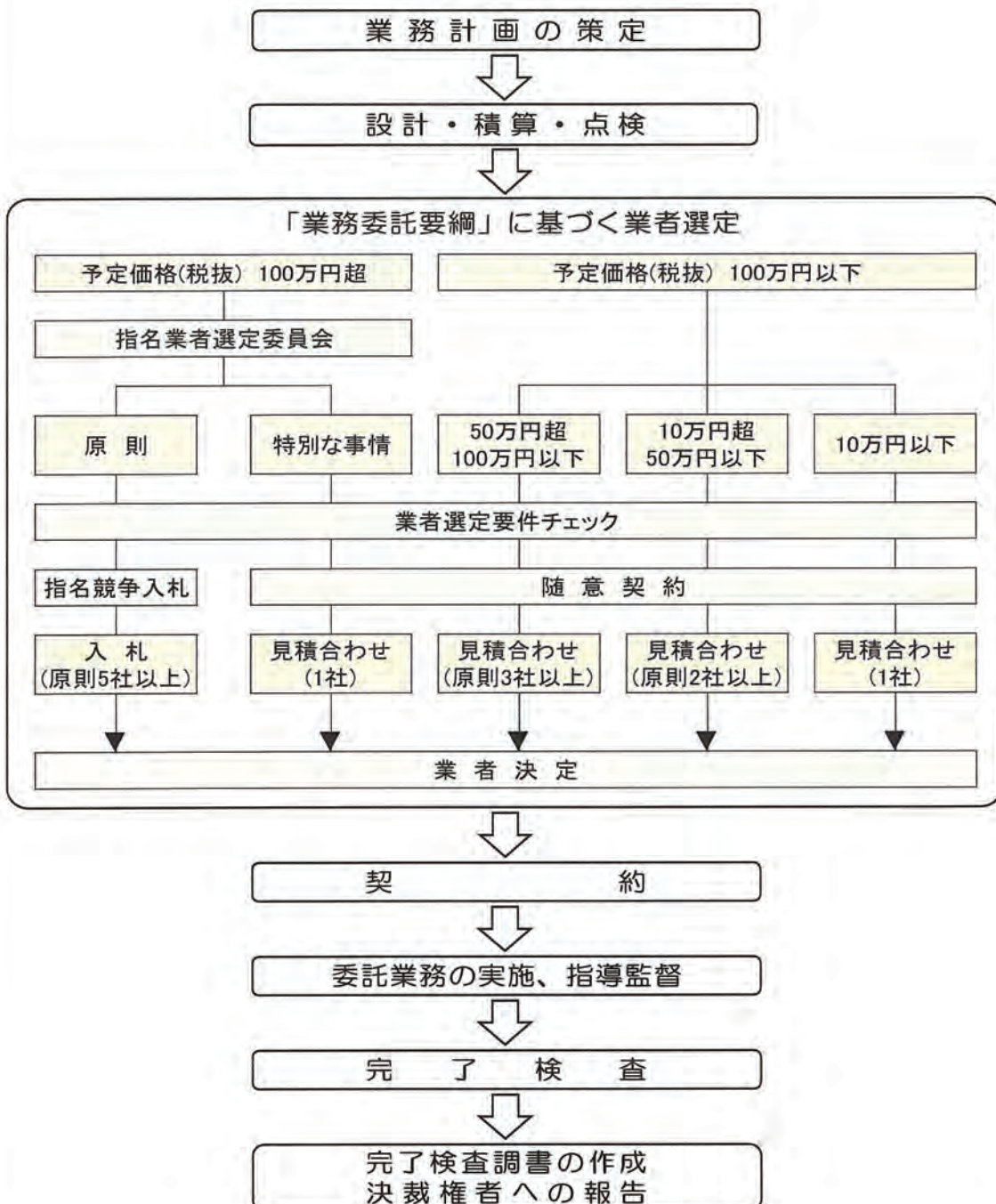
《記載のポイント》

委託した業務の履行確認を的確に行うための管理・指導體制を記載してください。

ア 業務委託の管理・指導の考え方

当該業務委託を担当する社員及び管理監督者（総務部長、事業課長）は、法令順守、安全管理体制、連絡体制、工期順守、利用者対応等の視点から委託業者を指導監督し、業務の品質を確保します。

イ 業務委託の流れ



ウ 指導監督の内容

業務委託の各段階において、次の項目について点検、指導、監督を行います。

- (7) 委託業者の業務計画書等に基づき、業務実施体制、工程管理、作業方法、安全管理体制を確認
 - (イ) 社会保険の納付、最低賃金の履行確認、業務上知りえた内容の守秘義務を確認
 - (ロ) 業務実施時は、作業内容等の日報による確認や現地履行確認による指導監督
 - (ハ) バリケード等安全対策の徹底
 - (ニ) 業務記録、作業写真等は、文書管理規定に基づき管理し、必要に応じ県に提示
 - (ホ) 監督社員以外の検査員による履行確認、完成検査により、品質、出来栄を確認し、完了検査調書を作成・回覧し、複数の目で確認

③ 指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況

《記載のポイント》

団体における人材育成の取組（研修内容、研修計画等）や職員採用についての方針（若年者、女性、高齢者の雇用促進を含む）、労働時間短縮の取組、職場のハラスメント対策など、労働環境の確保に係る取組を記載してください。

ア 人材育成の取組

(7) 人材育成の体系

当駐車場に求められる能力・スキルには、他業務にも共通する事項と、湘南江の島エリア駐車場の管理運営上の特性を踏まえたものがあります。前者については、社外セミナーや社内外研修への積極的な参加（OFF-JT）と社内への水平展開により習得します。後者については、弊社管理駐車場の実務に精通した社員による社内研修の実施やOJTを軸に、駐車場管理の知識・ノウハウ等を社員で共有・習得するとともに、社内マニュアルの整備を通じ、新たな人材へ継承していきます。

表 人材育成の体系

人材育成方法	内容	実施方法・対象者等
社内研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 接遇研修 ・ 手話研修 ・ 誘導研修 ・ 徴収事務研修 ・ 維持管理に係る基礎技術研修 ・ 消防訓練 ・ 避難誘導訓練 ・ AED研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社員あるいは社外講師による研修の開催 ・ 社員は参加を義務付け
OJT (OnThe-job-Traning)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 習熟者による未経験者への指導育成 ・ 当社管理駐車場との人材交流 	
OFF-JT (OffThe-job-Traning)	<ul style="list-style-type: none"> ・ クレーム・接客研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社外研修や関係機関との合同訓練等への参加を義務付け
自己研さん支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社員自らが業務に係る資質向上に資する研修等に参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社員が社外研修等に参加した場合の参加費用等を支援
社内マニュアル構築・改定及び活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 片瀬海岸地下駐車場管理業務マニュアル ・ 接客マニュアル ・ クレーム対応マニュアル ・ 災害時行動マニュアル 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期見直し ・ 随時見直し（関連法令・計画等の見直しに伴うものを含む）

(4) 研修の実施

駐車場の管理運営に求められる能力を、駐車場の管理運営に携わる社員全員が習得し、また、実践できることが重要です。必要な研修の実施を通じ、知識の底上げとスキルアップを図ります。また、研修制度の他、当社が管理運営する近隣駐車場との人事交流を行い、実践的かつ幅広い能力を育成する機会を提供します。

表 研修の内容及び実施時期等（各年1回実施予定）

研修名	目標	内容
手話研修	接遇研修の一環として、駐車場業務に必要な範囲での手話技術を習得	会話、駐車場管理に必要なフレーズの実践等
誘導研修	緊急時に利用者を安全に避難させる技術の習得	敬礼、誘導案内、かけ声、車両接触の回避策等
徴収事務研修	駐車料金の徴収にかかる事務手続きの適正な実施	徴収方法、記録方法、会計処理等
維持管理に係る基礎技術研修	機器の操作方法を習得	操作方法設備 空調設備、給排水設備、中央監視設備、消防設備、駐車場管制システム、エレベーター、除塩フィルター、シャッター等
消防訓練 (避難誘導訓練)	非常事態が発生した際の対応策の習得	消火器取扱い、避難誘導、三角巾の使用等（藤沢消防署員の指導による）
AED研修(避難誘導訓練で実施)	AEDの使い方を含む応急手当を習得	心肺蘇生やAEDの使い方、けがの手当等

(ウ) 社内マニュアルの構築に活用

当駐車場の管理運営に求められる能力・スキルの習得・継承、社員全体の能力・スキルの底上げを目的とし、社内マニュアルを策定しています。定期的に社内講習会等を実施するとともに、社員にマニュアルを携帯させ、常にサービス向上を意識した行動となるよう、意識喚起を行っています。



表 社内マニュアルの策定状況

マニュアル	内容
片瀬海岸地下駐車場管理業務マニュアル	業務ごとの業務内容・留意事項、接客の心得を定める
接客マニュアル	あいさつ・返事等、シーンごとに対応を定める
クレーム対応マニュアル	初期対応・言葉（マジックフレーズ）等を内容ごとに定める
災害時行動マニュアル	災害時における社員の行動内容を災害別に定める
パソコン管理要綱	情報の適正管理に係る対応を定める

イ 職員採用

弊社では、人材重視の採用に取り組んでおり、高齢者も積極的に採用しています。平成 28 年度からの採用実績は、以下に示すとおりであり、今後とも、多様な年代やワークスタイルの人材が活躍できるよう、働き方や職場環境の整備に努めます。

また、当駐車場の管理にあたる社員を確保するにあたり、以下の方針で募集、選考を行っています。なお、災害発生時など緊急時の迅速な対応が求められるため、原則として地域精通度の高い地元住民を中心に採用しています。

表 社員採用の状況（駐車場勤務社員／平成 28 年度以降）

区分	年代（採用時）				計
	30 代以下	40 代	50 代	60 代以上	
平成 28 年度	1			4 (1)	5 (1)
平成 29 年度		2 (1)	2	1 (1)	5 (2)
平成 30 年度	1			2	3 (0)
令和元年度				10	10 (0)
令和 2 年度				4	4 (0)
令和 3 年度				5	5 (0)
令和 4 年度				1	1 (0)
計	2 (0)	2 (1)	2 (0)	27 (2)	33 (3)

注 カッコ内は女性で内数

表 社員採用にあたっての選考方法・選考基準等

選考方法	面接による
選考基準	保有する資格や実務経験、ポテンシャル等を総合的に評価
採用数	異動や退職等を勘案し、年間の採用計画に基づき実施
その他留意事項	災害発生時など緊急時の迅速な対応が求められるため、原則として地域精通度の高い地元住民を中心に採用

ウ 労働時間短縮の取組

労働時間の短縮は、社員のワークライフバランスやこれによる健康な心身の確保、業務への取組意欲の向上や効率化、利用者サービスの向上等の効果が期待されます。

そこで、「36協定の締結」はもとより、「社員の適正配置」や「業務の計画的な執行」、「繁忙期の臨時社員の雇用」、「年間最低5日間の年次有給休暇取得の義務化」、「管理職による積極的な声掛け」などにより、労働時間の短縮に積極的に取り組んでおり、こうした取組により、社員の時間外労働の縮減や有給休暇の取得に実績を上げています。

表 社員の時間外労働・有給休暇取得の状況

区分	時間外労働の1人当たり 月平均実績（実時間）	有給休暇取得状況 （常勤社員の年間実績）
平成 28 年	7.5 時間	11.9 日
平成 29 年	6.7 時間	14.9 日
平成 30 年	5.4 時間	14.6 日
令和 元年	5.8 時間	17.3 日
令和 2 年	3.9 時間	17.0 日
令和 3 年	3.1 時間	17.3 日
令和 4 年	5.1 時間	17.6 日

エ 職場のハラスメント対策

職場でのハラスメントは、働く人の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、働く人が能力を十分に発揮することの妨げにもなります。

そこで、社員にとって働きやすい職場環境づくりに向け、「社員就業規程」にハラスメントの禁止を明示するとともに、「セクシャルハラスメント及びパワーハラスメント防止等に関する要綱」に基づき、ハラスメント防止を社員に徹底するとともに、相談対応者を常勤監査役と位置づけ、社内での相談しやすい環境づくりを行うなど、職場でのハラスメントの予防・解決に取り組んでいます。

オ その他労働環境の確保に係る取組

上記の他、社員の適切な労働環境の確保のため、会社に求められる一般的な取組に加え、次に掲げる取組を行っています。

- 感染症予防対策（インフルエンザ予防接種費用補助、マスク・消毒用アルコールの配備、加湿器・CO₂濃度測定器の設置、等）をしています。
- 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種、副反応発生時、濃厚接触疑い時の特別休暇（有給休暇）の付与をしています。
- 熱中症予防対策（各職場への飲料の配布等）をしています。
- 無期転換ルール該当者に対する申し出を呼びかけています。
- 健康診断の受診促進対策（会社が実施する定期健康診断以外の健康診断を受診した社員に対する受診料の補助）をしています。
- 働き方改革を推進するため、年 10 日以上の有給休暇付与者に対し、5 日以上の有給休暇が確実に取得できるよう取組みを進めており、周知、声掛け等を実施し、取得しやすい環境づくりを行っています。

8 財政的な能力

(1) 財政的な能力

- ① 安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体の経営状況、団体の事業の継続性・安定性の度合い、団体の事業の信頼性の度合い

《記載のポイント》

団体の事業計画書、収支予算書、事業実績書、決算書等により評価しますので、記載不要です。ただし、アピールポイントがあれば記載してください。

【弊社のアピールポイント】

直近3年間の決算状況では、売上高経常利益率は、令和2年度10.0%、令和3年度22.3%、令和4年度20.7%をそれぞれ達成しており、令和4年度決算での流動比率は631.4%、自己資本比率は65.7%であり、当社の経営状況、事業継続性・安定性・信頼性はいずれも問題なく、今後とも安定した指定管理業務を担っていけることを確信しています。

9 コンプライアンス、社会貢献

(1) コンプライアンス、社会貢献

- ① 指定管理業務を実施するために必要な団体の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況
(労働条件審査の実施予定や実績など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む)

ア 企業倫理に関する基本的考え方

弊社は、公の施設の指定管理業務を担う第三セクターとして、社会的信頼性の維持、業務の公正性を確保するため、すべての役職員に法令及び会社の諸規程の遵守を徹底するとともに、常に社会規範や社会的責任を念頭に置いて業務を執行することで、地域の振興に貢献することとしています。

平成2年の会社設立当初より神奈川県諸規程に準拠した就業、給与規程等を整備するとともに、指定管理者としての施設管理運営の経験等を踏まえた社内諸規定を整備し、法令及び規程の遵守と適正な運用に留意しています。

特に、コンプライアンスに関しては、取締役会決議に基づく「内部統制システム」を定め、社内監査実施要項、内部通報等に関する要綱、セクシャルハラスメント及びパワーハラスメント防止等に関する要綱等を定め、取り組んでいます。

さらに、事故・不祥事が発生した際には、速やかに、その全容解明、原因の究明を行ったうえで、全社を挙げて再発防止の徹底を図ることとしています。

イ 施設設備の維持管理に関する法規の順守

施設設備の安全確保や利用者が快適に過ごせる場を提供するためには、駐車場施設に関する法令はもとより、設備点検、衛生環境の確保、消防などの各種関係法令を熟知しておく必要があります。研修や講習会の受講、資格取得等を通じて各種法令の理解を深めるとともに、法令に基づく点検や業務報告を確実に実施し、安全な施設設備の維持管理を図ります。

ウ 労働関係法規の順守

労働基準法等の労働関係法規に基づき、社員の就業、給与等の規程を定めており、更に、社会保険労務士と顧問契約を締結し適宜助言を得るなど、適正な労務管理を図り、快適な労働環境を確保します。

また、必要に応じて、社会保険労務士による労働条件審査の受検について検討します。

エ 法令遵守のための教育訓練等

法令順守を徹底するため、全社一丸となって重層的な教育訓練等を進めます。

教育訓練等	内 容
トップマネジメントの実践	法令遵守を基本とする経営方針や体制を記載した「内部統制システム」を核に、社長から幹部社員に対して、定期的に企業倫理、法令遵守や適正な労務管理の徹底等について訓示を行い、法令遵守に対する意識を高めます。
社員に対する意識付け	部長が部内会議等の場で、定期的に法令遵守の徹底について訓示を行うとともに、社外研修を活用し、施設管理に必要な技術・法律等の知識を身につけさせ、法令遵守に対する意識を高めます。
風通しの良い職場づくり	法令遵守の徹底に当たっては、職場でのコミュニケーションが活性化し、社員が改善に向けて自由に話し合うことが重要であり、課題や改善策を話し合う月例会議等を定期的に開催するなど、風通しのよい職場づくりを進めます。

《記載のポイント》

上記の取組の状況と併せて、次について記載してください。

- ・ 現状における団体の諸規程の整備状況及び今後の整備状況を、下表に記載してください。

【現状における団体の諸規程の整備状況】

規程の種類	規程の名称	適用可能性	指定管理業務実施に当たり改正が必要な場合はその趣旨、内容等
就業規則	社員就業規程	○	
経理規程	経理規程	○	
	指名業者選定委員会設置要綱	○	
	業務委託要綱	○	
	建設工事契約要綱	○	
	物品等購入要綱	○	
給与規程	社員給与規程	○	
決裁規程	職務権限規程	○	
情報公開規程	情報公開規程	○	
個人情報保護規程	個人情報保護規程	○	
	特定個人情報保護規程	○	
文書管理規程	文書管理規程	○	
その他(組織)	取締役会規則	○	
	監査役会規則	○	
	組織及び職務分掌規程	○	
その他(雇用)	嘱託社員の雇用等に関する規程	○	
	専従社員の雇用等に関する規程	○	
その他(服務等)	育児・介護休業規程	○	
	自己観察、観察・指導及び評価の実施に関する要綱	○	
	社長表彰に関する要綱	○	
	社員の資格取得助成に関する要綱	○	
	社員の兼業許可に関する事務取扱規程	○	
	社員定期健康診断実施要領	○	
その他(コンプライアンス)	内部統制システム	○	
	経営会議設置要綱	○	
	社内監査実施要綱	○	
	内部通報等に関する要綱	○	
	セクシャルハラスメント及びパワーハラスメント並びに育児休業・介護休業等に関するハラスメントの防止等に関する要綱	○	
	パソコン管理要綱	○	
その他(施設管理)	駐車場管理規程	○	
その他(災害対策)	災害時対策要綱	○	
その他(災害対応)	災害時行動マニュアル	○	
その他(接客対応)	接客マニュアル	○	

※ 規程の種類には、「就業規則」、「経理規程」、「給与規程」、「決裁規程」、「情報公開規程」、「個人情報保護規程」、「文書管理規程」、「その他(具体的に)」の全てを記載してください。

※ 適用可能性は、下記の区分に従って、○、△、×で記載してください。

○：変更等をせずに指定管理業務実施に際して適用可能

△：一部内容を修正することにより適用可能

×：適用できない(適用しない)

※ 上記に記載した規程は、資料として提出してください。

【今後の整備状況】

規程の種類	規程の名称	規程整備の趣旨、概要、整備予定時期
	(特になし)	

《記載のポイント》

- ・ 団体が行う労働条件審査（団体自身での労働条件の確認も可）の実施予定や実績など施設職員に係る労働条件の確認方法と内容について、下表に記載してください。

【労働条件の確認方法と内容】

確認方法	確認時期	内容
社内での自己チェック	随時	労働関係法規等の遵守状況について、随時確認をしている。
社会保険労務士への相談・確認	随時	労働条件に関わる業務の執行に当たり、顧問契約を締結している社会保険労務士に確認し、助言を受ける。
神奈川労働局への確認	随時	労働条件に関わる業務の執行に当たり、必要に応じて神奈川労働局に確認し、助言を受ける。

※ 実績がある場合は、根拠となる資料を提出してください。

《記載のポイント》

- ・ 申請開始の日から起算して過去3年間に労働基準監督署・年金事務所等から指摘事項があった場合は、指摘事項の概要、労基署等への報告内容（是正内容、是正完了年月日など）を記載してください。

申請開始の日から起算して過去3年間、労働基準監督署・年金事務所等からの指摘事項は、ありません。

② 指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況

《記載のポイント》

ごみの減量化、再生紙の活用、グリーン購入等を推進する等の運営方針に関する考え方や取組みを記載してください。

当駐車場は公共施設であること、また公共交通機関等と比較し環境負荷の高い交通手段であることから、省エネルギーや節電、グリーン購入の推進など環境へ配慮した管理運営に努め、周辺駐車場のモデルとなるよう努めます。

表 本業務で取り組む環境配慮事項

グリーン購入	<ul style="list-style-type: none"> ・「神奈川県グリーン購入基本方針」における「グリーン調達の基本」を踏まえ、エコマークやP Cグリーンラベル対象物品を積極的に購入するなど、グリーン購入の推進に努めます。
節電対策	<ul style="list-style-type: none"> ・場内の蛍光灯照明設備を段階的にLED照明設備に更新します。 ・換気設備の運転は、入庫状況や一酸化炭素及び二酸化炭素濃度の測定値を勘案したうえで、基準値内において、消費電力の節減を図ります。 ・場内照明については、「県施設における節電対策」等を参考に、利用者の安全確保を図りつつ、入庫状況を勘案したうえで、自動車等の進行や駐車、防犯等に支障が生じない程度の照度とします (例：利用の少ない平日は地下2階を消灯する、需要に応じて点灯する等)。 ・設備・機器等の更新時には、エネルギー消費効率の高い設備・機器への切り替えを推進します。
CO ₂ 排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・入庫待ち渋滞の解消を通じ、CO₂発生を抑制するとともに、入庫待ちや駐車場内の停車車両に対しては、アイドリングストップを場内放送や看板により啓発します。
緑化協力金への協力依頼	<ul style="list-style-type: none"> ・「かながわトラストみどり基金」への寄附金として積み立てた緑化協力金の推移や活用内容に関する資料の掲出等を通じ、利用者の意識啓発と当駐車場における緑化協力金への協力を募ります。
廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が場外から持ち込んだゴミを場内に廃棄せず各自で持ち帰るよう、場内放送や看板等で呼びかけます。
環境配慮に対する意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場で利用者の目に付きやすい場所に、例えば「当駐車場では、環境に優しいグリーン購入を推進しています。駐車場をご利用の皆様もグリーン購入を推進しましょう」という掲示を行い、グリーン購入の普及を啓発に努めます。
環境配慮型車両への減免措置導入	<ul style="list-style-type: none"> ・業務仕様書に定めのあるとおり、施行に関する規則第5条第2項により現行の管理規程で定める、神奈川県電気自動車認定カードの交付を受けた車両について、利用料金を減額します。

③ 法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績

ア 法定雇用率の達成状況、未達成の場合の今後の対応

(7) 障がい者雇用状況（令和4年6月1日現在）※1

法定雇用障がい者数の算定の基礎となる労働者数(A)	うち常用雇用障がい者数(B)	実雇用率 (B) / (A) × 100	不足数 (A) × 法定雇用率※2 - (B)
47.5	1	2.11	0

※1 「障害者の雇用の促進等に関する法律」(以下「障害者雇用促進法」という。)に基づき、厚生労働省に報告している令和4年6月1日現在の障がい者雇用状況を記載してください。報告義務のない法人については、(A)、(B)を記載してください。

算定方法については、厚生労働省に報告する障害者雇用状況報告書の記載要領を確認してください。

※2 法定雇用率については厚生労働省のHPを参照してください。

(参考) 障害者雇用のルール

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page10.html#01

(イ) 未達成の場合の今後の対応

(ウ) 障害者雇用促進法に基づく国（公共職業安定所長）からの障害者雇入れ計画作成命令の有無

有（計画作成命令を受けた後の対応について；

無

イ 障がい者雇用促進の考え方と実績

《記載のポイント》

障がい者雇用企業等（障がい者雇用企業、障がい福祉サービス事業所、在宅就業支援団体など）に優先的に発注するなど障がい者雇用を促進する考え方や実績を記載してください。

(7) 障がい者雇用の取組

社員採用面接の際は、障がいの有無にかかわらず、本人の意欲、適正等を公平に審査するとともに、障がい者を雇用する際は、本人の意向を確認して、そのハンデを軽減する工夫を行うこととしており、今後もこうした考え方のもと、採用選考を行い、障がい者の雇用に努めます。

(イ) 障がい者雇用を行う企業等への積極的な業務発注

「かながわ障害者雇用優良企業」及び「かながわ障害者雇用ハート企業」の名簿を各事業所に配布し、当該企業に優先発注する際は、一社随意契約ができるように経理規程を運用しております。実績としては、手話研修の際に社会福祉法人から聴覚障がい者を派遣していただいた実績のみですが、今後も障がい者雇用を促進している企業等への発注を拡大できるよう努めます。

④ 障害者差別解消法及び神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方

《記載のポイント》

障がい者に対する社会的障壁の除去に係る取組状況や、ともに生きる社会の実現に向けた団体の姿勢等について記載してください。

ア 取組の考え方

「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえ、法令等に基づく合理的配慮の提供や広報・啓発・研修等に取り組みます。

また、障がいのある方やご家族、介助者等が利用しやすい環境整備を進めるとともに、障がいのある方も安心して施設を利用できるよう取組を進めます。

イ 社員に対する研修

社員の障がいに関する理解を深め、障がいのある方に対して適切に対応するため、全社員に対して毎年「障害者理解促進研修」を実施しています。令和4年度は、NPO 法人神奈川県障害者自立生活支援センターから講師を迎え、障害者差別解消法、障害者への配慮のポイント、災害時・緊急時の障害者への対応等について講義をしていただきました。

また、神奈川県作成の「障がいのある方への差別解消に関する事例集」等を活用した社員教育を実施します。

ウ 利用者に対する合理的配慮の提供

物理的環境や意思疎通に関し、様々な障がいに応じて個別に合理的配慮を提供し、社会的障壁の除去に努めます。

表 障がい者に対する社会的障壁の除去に係る取組み

利用者とのコミュニケーション	・手話やコミュニケーションボードを活用したコミュニケーション ・説明時には「ゆっくり・はっきり・わかりやすく」を心掛ける
施設の利用しやすさの向上	・身障者等用駐車スペースへの適切な誘導 ・エレベーター等のわかりやすい案内（誘導サイン・案内表示） ・一般車イス及び砂浜用車イスの貸し出し
社員への教育	・神奈川県作成「障がいのある方への差別解消に関する事例集」等をテキストとした社員教育の実施

⑤ 手話言語条例への対応

《記載のポイント》

団体における手話に対応するための体制の整備や研修等の取組等について記載してください。

全社員を対象とした障がい者研修を毎年開催し、全員が手話の実技研修を行います。

また、窓口には聴覚障がい者用に筆談用具とコミュニケーションボードを用意するなど、聴覚障がい者の利便性向上に努めており、引き続き取り組んでいきます。



⑥ 社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）への取組

《記載のポイント》

社会的責任を果たし、又は、社会貢献を行うための活動等について記載してください。また、地下駐車場と関連のあるSDGsの目標11（都市）及び目標13（気候変動）について、達成のための取組方針を記載してください。

ア 社会貢献活動等、CSRの考え方と実績

(7) 考え方

弊社は、湘南海岸・江の島エリアにおいて事業を営んでいる地元の第三セクターとして、地域の方々や行政と協力して、地域振興、地域の安全安心、環境の保全・創造、福祉の充実、スポーツの振興等様々な分野で社会貢献していくことを経営目標としており、この目標を達成するため、様々な取組を行っています。

(4) 実績

a 地域イベントへの協力

江の島花火大会、江の島流鏝馬・武者行列、湘南藤沢市民マラソン、湘南国際マラソン、湘南の宝石（イルミネーション）をはじめとする湘南藤沢ナイトツーリズム等への協賛・協力など、地域のイベントに積極的に協力しています。

b 江の島島内の渋滞緩和対策

休日には、江の島を訪れる観光客が多く、島内の道路が大渋滞を起し、駐車場の入出庫に時間を要する事態が発生しています。そのため、車で来島される方からの苦情も相次いでいます。

渋滞は、江の島の入口のバスロータリーの傍にある信号機のない横断歩道を歩行者がひっきりなしに横断するため、その都度車が停車せざるを得ない状態であることが主な原因となっています。

そこで、弊社では、観光客の多い休日に、当該横断歩道に歩行者の交通整理を行うための誘導員を配置し、歩行者の安全確保を行うとともに、車がスムーズに流れるようにすることで島内の渋滞緩和に寄与しています。これにより、島内の駐車場への入出庫に要する時間も大幅に改善されています。

c ライフセービング団体への財政支援

片瀬西浜海水浴場の海水浴客等の安全確保のため、地元活動ライフセービング団体の活動を財政面で支援しています。

d 社会福祉法人による車いす利用者の海体験の支援

湘南海岸において、車いす利用者が波打ち際で海に触れたいという希望に、技術的な面や海浜用車いすの砂浜での操作などを現場で支援しています。

e 緑化協力金制度への協力

県のみどり行政推進のため、管理する駐車場において、県の緑化協力金制度に協力しています。

f 公益団体への寄付

かながわ海岸美化財団など公益的な団体に継続的に寄付を行っています。

イ SDGs（持続可能な開発目標）への取組

当駐車場は、交通事故及び交通渋滞の原因となる違法駐車車両を削減し、県民の安全な生活環境の向上を図ることを目的に設置された施設であることを踏まえ、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの推進を、企業の社会的責任として取り組んでいきます。目標ごとの取組は、次のとおりです。

(7) 目標11（都市） 住み続けられるまちづくりを

目標11のターゲットとして、「脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する」、「大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する」こと等が挙げられています。

弊社では、子供や高齢者、障害者を含む多様な利用者ニーズに応じたサービスの提供や設備・機能の強化を図るとともに、環境に配慮した業務の推進を図ることで、目標の達成に向けて取り組みます。

〔主な取組〕

- ・ 決済方式の多様化（クレジットカード、電子マネー、QR決済）による駐車場の利用しやすさの向上
- ・ ハンプ（減速帯）の設置による徐行運転の徹底
- ・ 監視カメラや防犯ミラーを活用した安全の確保
- ・ 高齢者・障害者に対する車イスの貸出や、身障者用駐車場の適正利用の推進
- ・ 環境に優しい電気自動車の利用促進のため無料の充電施設の設置・運営等
- ・ 計画的なLED照明への切換による省エネの推進
- ・ 環境に配慮した商品・サービスの購入促進
- ・ アイドリングストップの徹底を図るための場内放送や看板による広報

(4) 目標13（気候変動） 気候変動に具体的な対策を

目標13のターゲットとして、「気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する」、「気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する」こと等が挙げられています。

弊社では、自然災害に対する対応や気候変動の緩和に向けた対応を図ることで、目標の達成に向けて取り組みます。

〔主な取組〕

- ・ 災害時行動マニュアルに基づく緊急時の迅速な活動の備え
- ・ 場内避難誘導システムの強化・徹底
- ・ 環境に優しい電気自動車の利用促進のため無料の充電施設の設置・運営等（再掲）
- ・ 計画的なLED照明への切換による省エネの推進（再掲）
- ・ 環境に配慮した商品・サービスの購入促進（再掲）
- ・ アイドリングストップの徹底を図るための場内放送や看板による広報（再掲）

10 事故・不祥事への対応、個人情報保護

(1) 事故・不祥事への対応、個人情報保護

- ① 募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故又は不祥事の有無並びに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況

《記載のポイント》

申請する団体（グループ申請の構成団体を含む。）又は申請する団体の役員若しくは職員の行為により生じた重大な事故〔神奈川県指名停止等措置要領（資料16）第2条の規定に基づき指名停止を行う要件に該当するもの〕又は不祥事〔懲戒処分の指針（資料17）の標準例に列挙された行為に相当し団体が処分を行ったもの〕の有無について記載するとともに、有る場合は、その事案毎に事故等の概要（法令違反があった場合は根拠法令と処分内容を明記すること）と対応状況及びその有効的な再発防止策について記載してください。

なお、対象となる応募団体の役員又は職員（契約社員、派遣社員及び日々雇用職員等の非正規雇用による職員を含みます。）は次のとおりとします。

- ・ これまで指定管理業務を実施したことがない団体では、当該団体の役員又は県内の事業所の職員
- ・ すでに指定管理業務を行っている団体では、当該団体の役員又は指定管理業務に従事する職員

ア 重大な事故または不祥事の有無

- 有 2件 ・ 1件目…不祥事（飲酒運転以外の交通事故）
・ 2件目…不祥事（駐車場の不正利用）

※ 詳細は「様式第7 重大な事故又は不祥事に関する報告書」のとおり。

イ 事故等があった場合の事故等の概要、対応状況及び再発防止策

(7) 1件目（飲酒運転以外の交通事故）

a 不祥事の概要

- 社員Aは、令和2年5月10日、自家用車による通勤途上、横断歩道上を歩行又は佇立していた男性に対し自車前部を衝突、傷害を負わせ、被害者は同年7月10日死亡した。
- 社員Aは、令和2年11月18日に運転免許取り消し処分を受け、令和3年10月21日に罪名「過失運転致死」で起訴され、令和3年12月20日に「禁固1年8月、執行猶予4年」の判決を受けた。
- 被害者ご遺族との間では、令和4年2月4日に、保険会社を通じて賠償金を支払うことで示談が成立した。

b 対応状況

- 令和4年1月5日、社員Aに対し「減給処分」を行った。

c 再発防止策

- 社員に対し、業務上又は私用を問わず交通事故防止に関する注意喚起を徹底。

(4) 2件目（駐車場の不正利用）

a 不祥事の概要

- 弊社が神奈川県指定管理者として管理運営を行っていた湘南港臨港道路附属駐車場及び片瀬海岸地下駐車場において、社員が通勤等で両駐車場を利用した際、機械の操作による入庫時間の書替、障がい者減免、港湾施設利用者料金の適用等により駐車料金を減額する不正行為があった。不正を行った社員は8名、不正と認められた駐車車の総回数は124回であった。最初の発覚は令和4年4月2日。

b 対応状況

- 不正利用を行った社員8名、管理監督者5名（1名は前者と重複）、計12名に対し、懲戒解雇1名、減給処分7名、譴責処分3名、嚴重注意1名を行った。（令和4年4月28日及び5月12日付け）
- 代表取締役社長は「役員報酬自主返納」（会社の損害額相当額として、月額報酬の50% 3月）（令和4年5月12日付け）とした。
- 湘南港臨港道路附属駐車場に係る神奈川県への駐車料金納付額の不足額（推計額）相当額920,970円を、神奈川県に返納した。

c 再発防止策

- (a) 自家用車通勤の取扱の明確化
- (b) 上司による社員の通勤実態の把握及びルール順守の徹底
- (c) 社員の意識啓発・コンプライアンスの徹底
- (d) 駐車場利用に係る減免手続の厳格化
- (e) 湘南港臨港道路附属駐車場に係る不正利用の防止（駐車券の日々確認）

② 個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況

《記載のポイント》

個人情報の取扱いに係る具体的な仕組みや、職員への教育・研修体制等について記載してください。

ア 方針・体制

個人情報を適切に取り扱うため、「個人情報保護規程」及び「特定個人情報保護規程」を定め、個人情報保護法や関連規定を遵守し、個人情報の適正な保護に取り組んでいます。

個人情報の利用に際しては、ホームページ等において、あらかじめ利用目的を公表したうえで収集しています。また、あらかじめ公表した利用目的に従って、必要な範囲内でのみ、個人情報を取り扱っています。さらに、こうした方針等を簡潔にまとめた「プライバシーポリシー」をホームページで公開しています。

また、個人情報保護規程に基づき、各部長を「個人情報管理者」として指名し、個人情報管理者のもとに、各種個人情報の管理責任を明確化しています。

株式会社湘南なぎさパーク プライバシーポリシー（抜粋）

株式会社湘南なぎさパーク（以下「弊社」とします）は、弊社が収集する全ての個人情報について「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」とします）、その他個人情報保護関連法令及びガイドライン、またこのプライバシーポリシーに従い適切に管理いたします。

1 法令等の遵守

弊社は、個人情報の取扱いについて、「個人情報保護法」、その他個人情報保護関連法令及びガイドライン、またこのプライバシーポリシーを遵守します。

2 個人情報の定義

（※ 個人情報の定義を記載）

3 個人情報の利用目的について

（※ 施設ごとに個人情報の利用目的を明記）

4 収集の制限

弊社は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により本人より収集し、利用目的の達成のために必要な限度を超えて収集いたしません。但し、以下の場合は、本人の同意なく個人情報を収集することがあります。

（※ 法令等に基づく場合等、本人の同意なく個人情報を収集する場合を明記）

5 個人情報の安全管理措置について

弊社では、収集した個人情報について、個人情報管理責任者を任命し、技術面・組織面から見て合理的な安全策を講じます。また個人情報を取り扱う従業者ならびに業務委託先に対しても、機密保持契約の締結とともに適切な管理・指導・監督をいたします。

6 個人情報の利用及び第三者提供について

弊社では、あらかじめ本人の同意を得ずに、個人情報を収集したときの利用目的以外の目的に当該個人情報を利用したり、第三者に利用及び提供することは、原則いたしません。但し以下の場合は、本人の同意なく個人情報を利用及び提供することがあります。

（※ 法令に基づく場合等を明記）

7 個人情報の開示、訂正、追加又は削除、利用の停止又は消去について

（※ 個人情報の開示、修正、追加又は削除、利用の停止又は消去方法を明記）

（※ 個人情報開示等の手続き方法を明記）

8 プライバシーポリシーの変更について

（※ プライバシーポリシーの変更を行う際の公表について明記）

イ 片瀬海岸地下駐車場における個人情報の取扱の状況

(7) 個人情報の利用目的

- ・ 障がい者割引による手帳確認（従業員が目視。手帳写真での本人確認）
- ・ EV車両割引によるカード確認（従業員が目視。カードと車両ナンバーで確認）
- ・ 駐車券紛失届の取扱い（車両番号読取機と照合し、紛失届を記載してもらい、手動精算を行う）
- ・ 車椅子貸出簿

（貸出時：利用者の駐車券を預かり申請書を受領 返却時：利用者の駐車券を返却し申請書は破棄）

- ・ 場内での事故等による運転免許証等の写しの取扱い
- ・ EV充電利用申請書（口頭申請により電源コード貸出）
- ・ レンタサイクル利用申請書

（貸出時：利用者の駐車券を預かり申請書を受領 返却時：利用者の駐車券を返却し申請書は破棄）

- ・ 料金未払確認書（借用書記載、運転免許証及び車検証の写しを預かり後日精算）
- （取扱個人情報：住所、氏名、電話番号、車両番号、生年月日、免許証番号、性別、勤務先等）

(4) 個人情報の取扱件数（令和4年度）

個人情報の内容	取扱件数	備考
障がい者割引	4, 191件	目視による確認
EV車両割引	110件	目視による確認
駐車券紛失届	365件	
車椅子貸出簿	7件	
事故等による運転免許証等の写し	6件	
EV充電利用	140件	利用件数
レンタサイクル利用申請書	129件	利用件数のみカウント
料金未払確認書	0件	

(5) 厳格な取扱の徹底

- ・ 個人情報に記載された書類については、鍵付きの棚に保管し厳重に管理
- ・ 社内の「ファイル基準表」に基づき保存期間を定め、期間終了後は、紙媒体については社員によるシュレッダー処理を実施、電子媒体については外部メディアの物理的破壊等による復元不可能な状態での確実な削除・廃棄
- ・ 防犯カメラ映像は、10日経過したら自動的に消去
- ・ イベントの写真撮影時等においては、個人が特定されないよう配慮の徹底
- ・ ソーシャルメディアによる情報発信の際の個人情報の適切な取扱

(I) 電子データの取扱いに関するセキュリティ対策

- ・ パソコンの使用に際しては、「パソコン管理要綱」に基づき、施錠等による盗難防止措置、社外への持ち出しの許可制、セキュリティソフトの最新の状態であることの確認、不正アクセス行為の禁止等を徹底
- ・ サイバーセキュリティ対策に関する最新情報の入手と周知徹底
- ・ 不要パソコン等の廃棄処理に際しては、データ抹消ソフトを使用して消去するとともに、内蔵ハードディスクの物理的破壊による確実なデータ消去

(a) 個人情報の漏洩が発生した場合の対応

万が一、個人情報の漏洩が発生した場合には、速やかに個人情報管理者（各部長）に報告し、個人情報管理者は対象となる方々や関係機関に報告し、二次漏洩の防止措置を講じます。

また、速やかに再発防止策を検討し必要な対策を講じます。

(b) 情報公開への対応

文書等の公開の申出があった場合には、「情報公開規程」に基づき、特定の個人が識別され、若しくは識別されうるもの又は識別することはできないが、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものは、原則非公開としています。

ウ 職員に対する教育・研修体制

個人情報保護規程に基づき指名されている「個人情報管理者」（各部長）が中心となって、個人情報の取扱いをチェックするとともに、部内研修等や日々の業務遂行の中で、全社員に対して個人情報の適切な取扱いの徹底を図っています。

[具体例]

- ・ 中核となる社員の外部研修への参加とOJTによるフィードバック
- ・ 部長からの部内会議の場などにおける個人情報の重要性の訓示
- ・ 個人情報漏洩の記事等の回覧による意識の希薄化防止 等

11 これまでの実績

(1) これまでの実績

① 指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況

《記載のポイント》

指定管理施設の特性を生かせるような類似施設での管理実績について、下表に記載してください。また、特にアピールするポイントがあれば記載してください。

ア 指定管理施設と類似の業務を行う施設での管理実績

弊社は、平成4年から30年間、湘南・江の島地域を拠点とする駐車場の管理運営に携わってきました。また平成18年度から4期に渡り、当駐車場の指定管理業務に携わっており、自社が管理運営する駐車場と連携しながら、国道134号の渋滞緩和や観光客の利便性増進に努めてまいりました。

引き続き、貴県及び湘南江の島エリアの交通円滑化及び地域振興に貢献してまいります。

【管理実績】

管理施設名	管理期間	所在地	管理形態	業務内容
片瀬海岸地下駐車場	H14年6月～現在	藤沢市片瀬海岸2-19	H18年から指定管理	駐車場の管理・運営
県立湘南海岸公園 緑陰広場駐車場	H9年6月～現在	藤沢市鶴沼海岸1丁目地内	H18年から指定管理	駐車場の管理・運営
県立湘南海岸公園 中部バス駐車場	H4年4月～現在	藤沢市片瀬海岸3-25-26	直営	駐車場の管理・運営
県立湘南海岸公園 中部駐車場	H4年7月～現在	藤沢市片瀬海岸3-25-26	直営	駐車場の管理・運営
県立湘南海岸公園 西部駐車場	H4年4月～現在	藤沢市鶴沼海岸1-17-24	直営	駐車場の管理・運営
藤沢市立鶴沼海浜公園 園駐車場	H13年4月～R4年10月	藤沢市鶴沼海岸4-4-1	直営	駐車場の管理・運営
江の島なぎさ駐車場	H7年4月～現在	藤沢市江の島1-2-1	直営	駐車場の管理・運営
江の島かもめ駐車場	H29年7月～現在	藤沢市江の島1-11-1	直営	駐車場の管理・運営
湘南港臨港道路附属 駐車場	H12年8月～R5年3月	藤沢市江の島1-12-2	H18年からR4年度まで指定管理	駐車場の管理・運営

※ 管理期間は、「令和〇〇年〇月～令和〇〇年〇月」のように年月がわかるように記載してください。

※ 所在地は、県内の場合は市町村名から、県外の場合は都道府県名から記載してください。

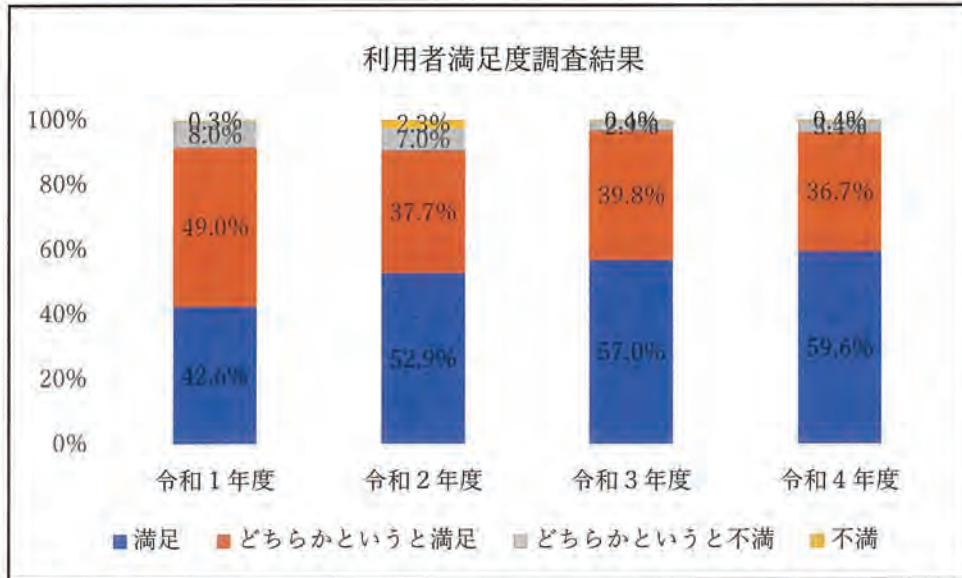
※ 管理形態は、「直営」「指定管理」「管理業務委託」「その他」のいずれかとし、「その他」の場合には具体的な形態を記載してください。

イ 管理実績に関するアピールポイント

弊社は、当駐車場の管理運営業務を通じ、以下の取組みを実現してきました。引き続き、サービス改善につながる積極的な提案や自己投資を実施し、高い利用者満足度と地域貢献の実現を目指します。

(7) 高い利用者満足度を維持

片瀬海岸地下駐車場での利用者満足度調査（年2回実施）では、現在の指定管理期間の4年連続（令和1年～令和4年度）、総合評価として、満足度は9割を超えています。



(イ) 管理運営状況総括調書・モニタリング結果において高評価を獲得

- 令和4年度に評価が行われた「指定管理者制度による施設の管理運営状況総括調書」においては、総合評価は「B（一部改善が必要）」とされましたが、この評価理由については、「施設の利用状況について改善が必要と認められる状況があったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、県の要請に応じた駐車場の一定期間の閉鎖や近隣の海水浴場の不開設などの不測の事態によるものであり、その他の面では適切な管理運営が行われている。」と説明されています。
- そうした中で、評価項目別に見ると、「利用者満足度の状況」は最高ランクのS評価、「サービス向上に向けた取組の実施状況」及び「業務遂行能力」はA評価を受けるなど、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う施設運営への制約を受ける中であっても、利用者サービスや管理運営に関しては、高評価をいただいています。
- 特に、「利用者満足度の状況」については、毎年度行われているモニタリングにおいても、現指定管理期間である令和元年度から連続してS評価を続けており、利用者が安全・安心して利用できる環境整備や利用者ニーズに即応した施設運営に取り組んでいると評価されています。
- 今後は、評価されている取組に加え、利用者ニーズに即した更に効果的な取組を提案し実施していきます。

(ウ) サービス改善につながる積極的な提案とその実現

<p>1期 (平成18年度 ~ 平成20年度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一目で空き室を判断できる「招灯（満空情報システム）設置（地下2階）」 ・海岸砂の清掃、塩害対策の為の「自動式床面洗浄機の導入」 ・サーファー利用者の為の「足洗い場の増設」 ・車イスでもスムーズに移動する為の「地下2階の段差解消」 ・緊急時に救命処置できるよう「AED（自動体外式除細動器）の設置」 ・人工肛門・人口膀胱造設の方の為の「オストメイト対応トイレの設置」 ・駐車場利用者が、地上部に出やすいよう誘導する為の「歩道ペイントの設置」 ・利用者の快適性を図る為の「自動販売機の設置」
<p>2期 (平成21年度 ~ 平成25年度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪を未然に防止する為の「監視カメラの増設（5台）」 ・年始等の利用者に対するサービスとして「粗品の贈呈」 ・新江ノ島水族館の夜間営業に対応した「営業時間の延長」 ・地下の暗い印象を明るくする為の「施設のデコレーション化」
<p>3期 (平成26年度 ~ 平成30年度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・出庫にかかる時間分の利用料金を減額する「サービスタイムの導入」 ・事前精算機の利用を促進する為の「事前精算機への誘導サイン設置」 ・道路の混雑回避や観光振興へ寄与する「無料レンタサイクルの導入」 ・支出の11%を占める電気料の縮減の為の「新電力の導入」 ・多様な車種の利用へ対応した「EV急速充電器の導入」と「無料充電」 ・利用者の声を取り入れた様子がわかるよう「利用者アンケートの見える化」 ・利用者の声を取り入れて実施した「トイレの温水洗浄便座化（6箇所）」 ・節水の為の「多目的トイレ手洗い器の自動水栓化（2箇所）」 ・多様な利用者ニーズへの対応の為の「交通系ICカード・プリペイドカード決済の導入」 ・周辺駐車場を含めた駐車場情報を弊社が運営するホームページにて「駐車場満混空情報の発信」 ・犯罪を未然に防止する為の「監視カメラの増設（2台）」 ・駐車場の維持管理の為の「中長期修繕計画の策定」
<p>4期 (令和1年度 ~ 令和5年度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・LED照明設備の導入（地下1階車路、事務所、入出庫口スロープ） ・ランプ（減速帯）の新設 ・フリーwi-fiの導入 ・出口精算機の更新（クレジットカード及びQRコード決済の導入） ・新500円硬貨対応のため出口精算機及び事前精算機（2台）改修

② 県又は他の自治体における指定取消しの有無

《記載のポイント》

県又は他の自治体において指定管理業務を行っていた場合は、その指定取消しの有無について記載してください。

該当ありません。